

第2次

川南町男女共同参画基本計画

(川南町女性活躍推進計画・川南町DV防止基本計画)



令和8年3月
宮崎県 川南町

目次

第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	男女共同参画のあゆみ	2
3	計画の期間	3
4	計画の性格	4
5	計画の位置づけ	4
6	策定体制及び住民意見の反映	6

第2章 川南町の現状

1	統計データからみた川南町の現状	7
2	女性の活躍に関する状況	11
3	DVに関する状況	15
4	現行計画評価	16
5	現状・課題の整理	26

第3章 計画の基本的な考え方

1	目指す将来像	27
2	基本理念	28
3	施策体系	29

第4章 施策の展開

1	基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり	30
(1)	重点目標1 人権の尊重	30
(2)	重点目標2 男女共同参画の認識と理解の推進	32
(3)	重点目標3 男女共同参画の教育・学習の促進	34
2	基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮できる活力ある社会づくり (川南町女性活躍推進計画)	36
(1)	重点目標1 社会のあらゆる分野への女性の参画拡大	36
(2)	重点目標2 働く環境の整備	39
(3)	重点目標3 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の促進	43
(4)	重点目標4 地域活動における男女共同参画の推進	46

3	基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる環境づくり	49
(1)	重点目標1 男女の生涯にわたる健康づくり支援	49
(2)	重点目標2 男女の人権の尊重とあらゆる暴力の根絶 (川南町DV防止基本計画)	51
(3)	重点目標3 貧困等生活上の困難を抱えた女性等への支援と 多様性を尊重する環境の整備	55

第5章 計画の推進

1	庁内推進体制の充実・強化	58
2	町民・事業所・各種団体等との連携	58
3	国・県・近隣市町村との連携	58

成果指標		59
------	--	----

資料

資料1	川南町男女共同参画社会形成促進条例	62
資料2	川南町男女共同参画審議会委員名簿	66

第1章

計画の概要

国では、平成 11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」を施行、令和2(2020)年には「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、積極的に男女共同参画を促進するための体制が整えられてきました。宮崎県においても令和4(2022)年度から令和8(2026)年度を対象期間とする「第4次みやざき男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を総合的に推進しています。

そのような中、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展や社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、社会全体で取り組むべき最重要課題です。しかし、最近の男女共同参画をめぐるのは、配偶者等からの暴力の根絶、女性の活躍の推進、男女の働き方やライフスタイル、防災分野における女性の参画推進など、多くの課題があります。

国においては、令和5(2023)年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)を改正、令和6(2024)年から施行され、被害者を対象とする保護命令について法の適用範囲を拡大するなどの措置が取られました。また、平成 28(2016)年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が施行され、全国的に女性の活躍推進の気運が一層高まってきています。

本町においても、令和2(2020)年に「川南町男女共同参画基本計画(市町村女性活躍推進計画・市町村 DV 防止基本計画を含む。)」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け取組の更なる強化を図って参りました。

この度、計画策定より5年が経過したので、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第4次みやざき男女共同参画プラン」を勘案し、「川南町女性活躍推進計画及び川南町 DV 防止基本計画」を含む新たな「第2次川南町男女共同参画基本計画」を策定します。

(1) 世界の動き

世界における男女共同参画の取組として、昭和 50 年にメキシコシティで開催された「第 1 回世界女性会議」において、「世界行動計画」が採択されました。それに基づき、昭和 51 (1976) 年から昭和 60 (1985) 年までを国連婦人の 10 年とし、世界中の女性の地位向上に向けた取組が始まりました。

昭和 54 (1979) 年には、国連第 34 回総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択され、その前文では「国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としている」と規定されています。

平成 7 (1995) 年に北京で開催された「第 4 回世界女性会議」においては、女性の地位向上等を達成するために「北京宣言」及び「行動綱領」が採択され、平成 12 (2000) 年には国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催、ジェンダー平等推進と女性の地位向上を目標の一つに掲げたミレニアム開発目標(MDGs)が設定されました。

平成 22 (2010) 年には、「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関」(国連女性機関(UN Women))が設立され、平成 24 (2012) 年の第 56 回国連婦人の地位委員会では「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案が採択されました。この決議では、防災、災害救援等の意思決定過程への女性の参画や、社会的な絆に支えられた包摂型の社会造りの重要性を強調しました。

平成 27 (2015) 年の国連総会において、国際社会共通の目標として、「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。これには 17 の目標と 169 のターゲットが設定され、「ジェンダー平等を実現しよう」が大きな目標の一つとして設定されました。近年では、令和元(2019)年に日本で開催された「G20 大阪サミット」の「G20 大阪首脳宣言」に「ジェンダー平等と女性のエンパワメントは、持続可能で包摂的な経済成長に不可欠である」と明記されています。

(2) 国の動き

我が国における男女平等の実現に向けた取組は、国内法の整備等、国連の動向に呼応して着実に進められており、昭和 50 (1975) 年に婦人問題企画推進本部が設置、昭和 52 (1977) 年には「国内行動計画」が策定されました。さらに、昭和 60 (1985) 年には、女子差別撤廃条約への批准に向け「男女雇用機会均等法」が公布、平成 11 (1999) 年には、男女共同参画社会の実現を最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」が制定されました。直近では令和 2 (2020) 年に「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定され、様々な施策を展開しています。

加えて、平成 13 (2001) 年には「DV防止法」が制定、配偶者からの暴力は他人からの暴力と同様の加害行為であり、重大な人権侵害であることが明文化されました。平成 28 (2016) 年には「女性活躍推進法」が施行され、女性の活躍を更に推進するなど男女共同参画社会の形成に向け様々な取組が進められています。

性の多様性に関する国内の動きとしては、近年では令和 5 (2023) 年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行され、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとされています。

(3) 宮崎県の動き

宮崎県においては、世界や国の動向に合わせ、平成 14(2002)年に「みやざき男女共同参画プラン」を策定し、平成 15(2003)年に「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「意思の形成及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「男女の生涯にわたる健康への配慮」、「国際社会における動向への配慮」の6つを基本理念とする「宮崎県男女共同参画推進条例」が施行されました。また、同年「宮崎県男女共同参画審議会」が設置され、男女共同参画推進体制の整備が図られています。

DV 等の対策に関する動きとしては、平成 18(2006)年に「DV 対策宮崎県基本計画」を策定、平成 28 年には性暴力被害者支援センター「さぼーとねっと宮崎」を設置し、被害者の保護や相談等様々な支援の充実を図っています。

女性の活躍推進に関する動きとしては、平成 17(2005)年に、次世代育成対策推進法と女性活躍推進法に基づく、「宮崎県特定事業主行動計画」を策定し、女性の採用・登用の拡大や仕事と生活の調和の推進に取り組んできました。平成 27(2015)年には、「みやざき女性の活躍推進会議」を設立し、令和4年の「みやざきジェンダー平等推進宣言」では誰もがいきいきと働き、ともに活躍する活力ある宮崎を目指すための取組が宣言されています。

(4) 川南町の動き

本町においては、平成 27(2015)年に男女共同参画推進に関する6つの基本理念を掲げる「川南町男女共同参画社会形成促進条例」を制定し、各種講演会やパネル展等の啓発活動を展開してきました。平成 29 年2月には「男女共同参画審議会」を発足し、男女共同参画社会の実現に向け、取組の更なる強化を図っています。

さらに、令和2(2020)年には、「男女共同参画基本法」、「DV 防止法」、「女性活躍推進法」に基づいた「川南町男女共同参画基本計画(市町村女性活躍推進計画・市町村 DV 防止基本計画を含む。)」を策定しました。この計画では、家庭、職場、学校、地域の4つの場所における目指すべき将来像を設定し、3つの基本目標と 10 の重点目標を掲げ、男女共同参画社会実現のための取組を推進してきました。

そして計画期間の終了に伴って、18 歳以上の町民 2,000 人を対象に意識調査を行い、調査結果やこれまでの取組の成果、課題等を踏まえ、「第2次川南町男女共同参画基本計画」を策定します。

3

計画の期間

本計画の期間は、令和8(2026)年度から令和 12(2030)年度までの5年間とします。

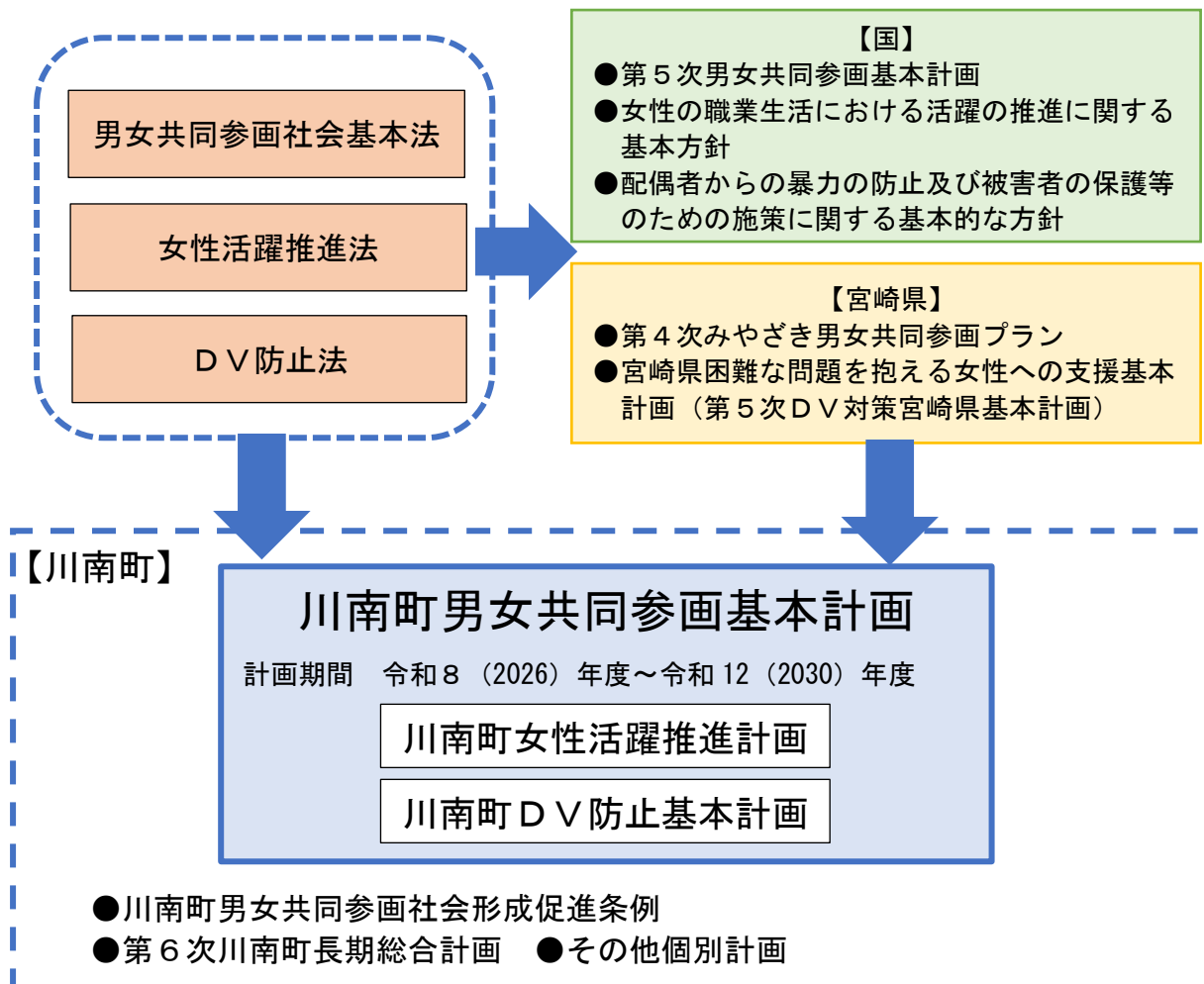
4

計画の性格

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び、「川南町男女共同参画社会形成促進条例」に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けます。
- (2) 本計画の一部は、「DV防止法」第2条の3第3項の「市町村基本計画」として位置付けます。
- (3) 本計画の一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項の「市町村推進計画」として位置付けます。
- (4) 本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び宮崎県の「第4次みやざき男女共同参画プラン」と整合性を図っています。
- (5) 本計画は、川南町が目指す方向や目標を示すことにより、町民の理解と協力を得るとともに、町民一人ひとりがそれぞれの立場で自主的かつ積極的に男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくための指針とするものです。

5

計画の位置づけ



本計画では国際社会共通の目標である SDGs の視点を包括的に取り入れ、施策の展開を行うものとして
ています。

SDGsの 17 の目標と詳細は次のとおりです。

持続可能な開発目標（SDGs）の詳細



目標 1 [貧困]

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標 2 [飢餓]

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標 3 [保健]

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標 4 [教育]

すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標 5 [ジェンダー]

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



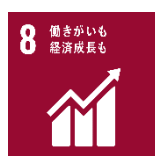
目標 6 [水・衛生]

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標 7 [エネルギー]

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標 8 [経済成長と雇用]

包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



目標 9 [インフラ、産業化、イノベーション]

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標 10 [不平等]

国内及び各国家間の不平等を是正する



目標 11 [持続可能な都市]

包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標 12 [持続可能な消費と生産]

持続可能な消費生産形態を確保する



目標 13 [気候変動]

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標 14 [海洋資源]

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標 15 [陸上資源]

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標 16 [平和]

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



目標 17 [実施手段]

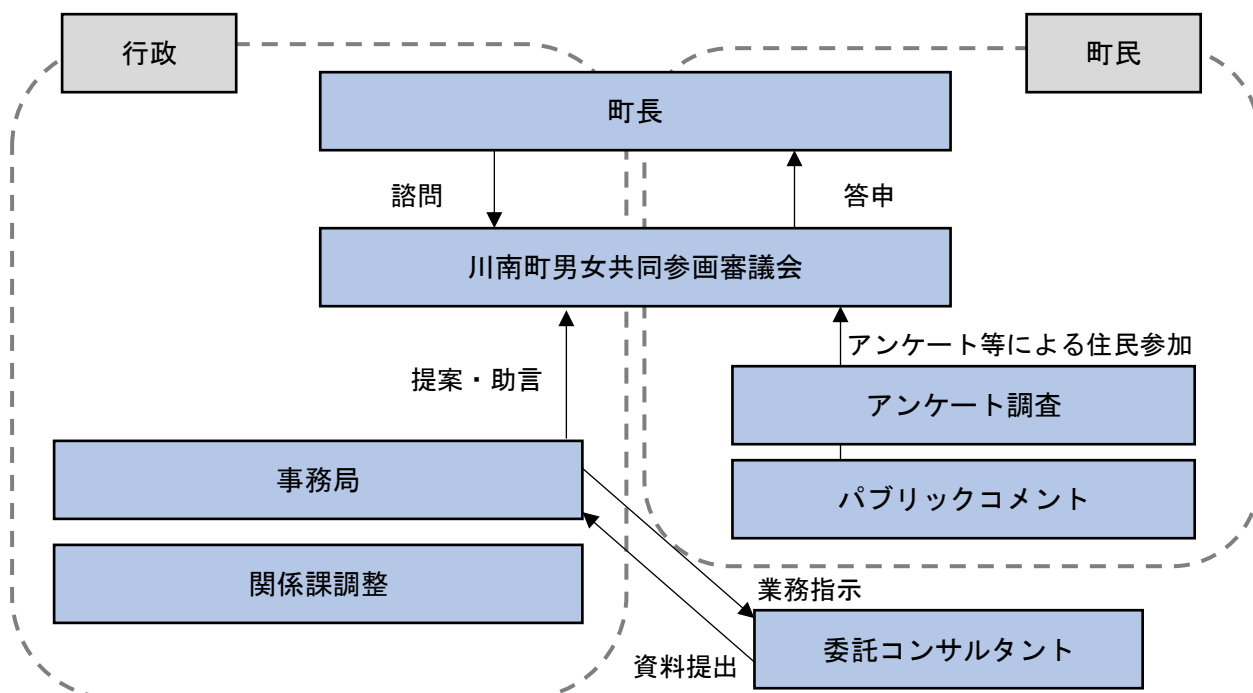
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

出典：パンフレット「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」（外務省）
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/SDGs_pamphlet.pdf)

6 策定体制及び住民意見の反映

(1) 策定体制

学識経験者、関連団体、公募町民など幅広い関係者で構成された「川南町男女共同参画審議会」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定しています。



(2) 住民意見の反映

① 町民意識調査の実施

本計画の策定にあたり、本町在住の18歳以上の2,000名(男女各1,000名)を層化無作為抽出法にて抽出、町民意識調査を実施し、本町の実態把握に努めました。

- ◆調査期間:令和7年8月27日(発送)~令和7年9月19日(締切)
- ◆調査方法:郵送配布・郵送/WEB回収
- ◆回収状況

対象者	配布数	有効回答数	有効回答率
18歳以上の男女	2,000件	645件	32.3%

② パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、その内容について広く町民の皆さんから意見をうかがうため、パブリックコメントを実施しました。実施期間については、以下のとおりです。

- ◆実施期間 令和8年2月13日 ~ 令和8年2月27日

第2章

川南町の現状

1

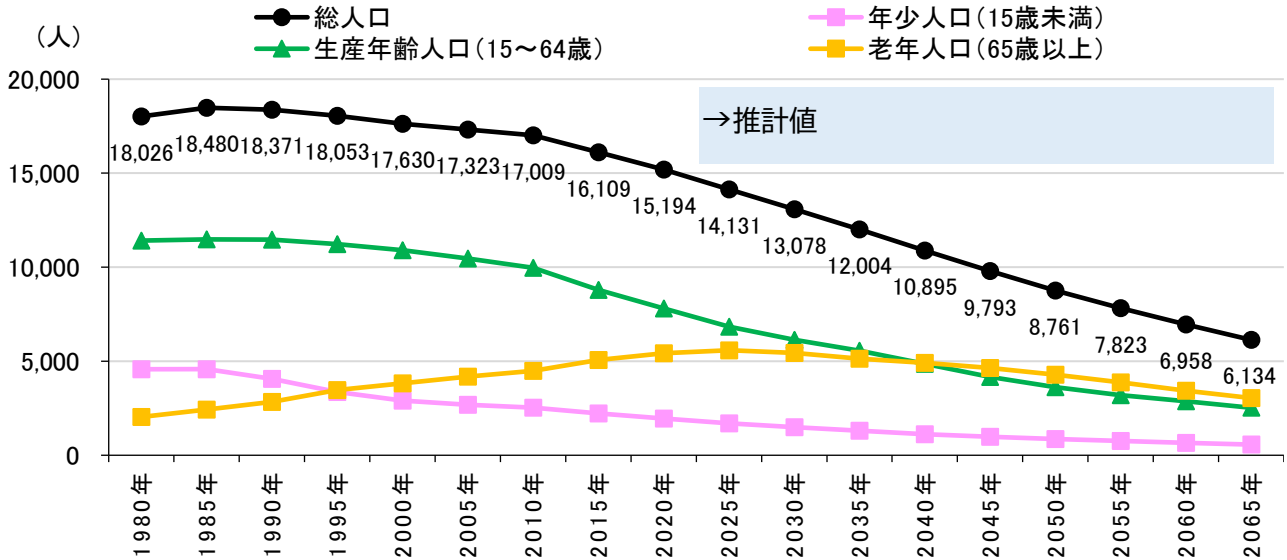
統計データからみた川南町の現状

(1) 人口の状況

本町の総人口、生産年齢人口、年少人口のいずれも、1985年から減少傾向にあります。一方で、老年人口は増加傾向にあり、1995年には年少人口を上回って、2020年までその差は広がっています。しかし、今後は2025年をピークに老年人口も減少に転じ、人口減少が加速すると予想されます。

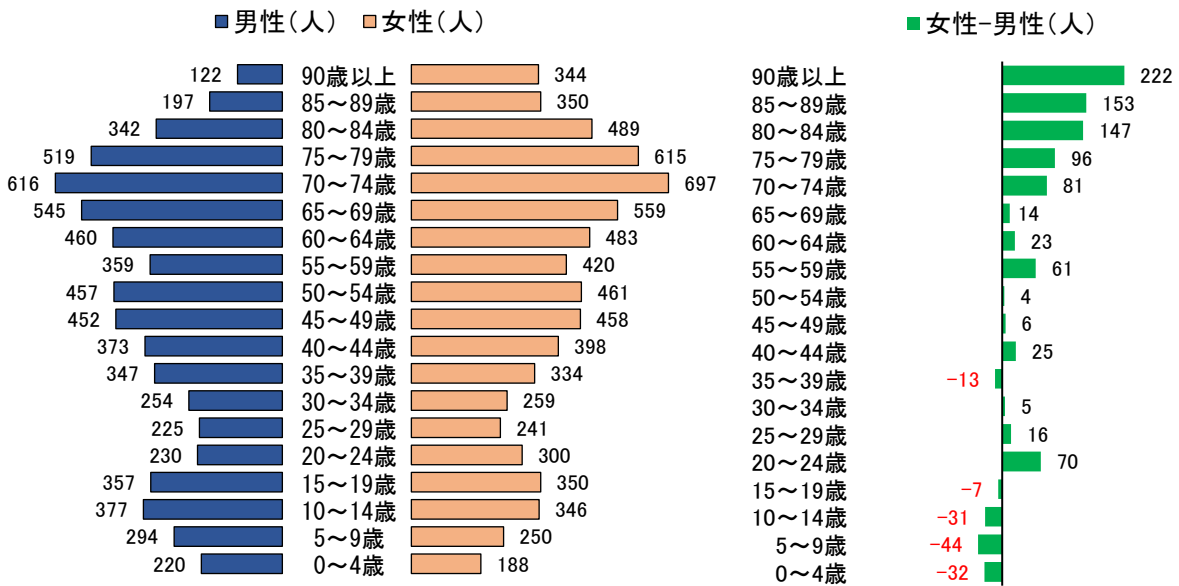
本町の2024年の5歳階級別男女別人口をみると、70~79歳、60~69歳の年齢層が多く、0~9歳、20~29歳の年齢層が少なくなっています。

総人口と年齢3区分別人口の推移(川南町)



資料: 2020年までは国勢調査による実績値、2025年からはRESAS(社人研推計準拠)による推計値

5歳階級別男女別人口(川南町:2024年10月1日現在)



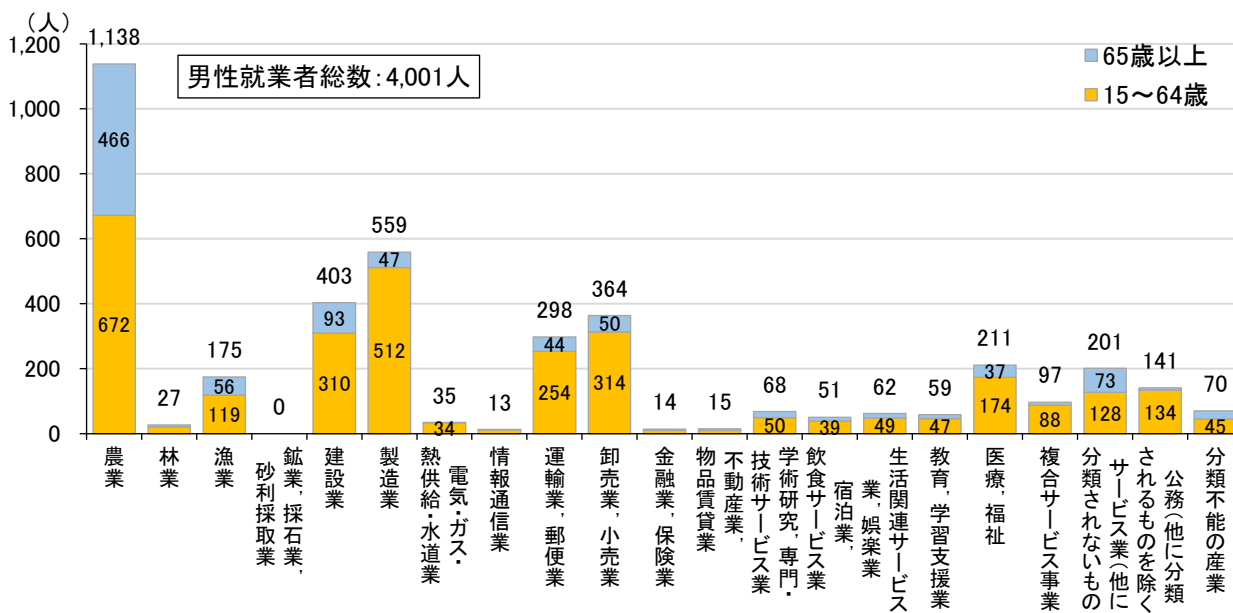
資料: 宮崎県の人口(年報)

(2) 就業の状況

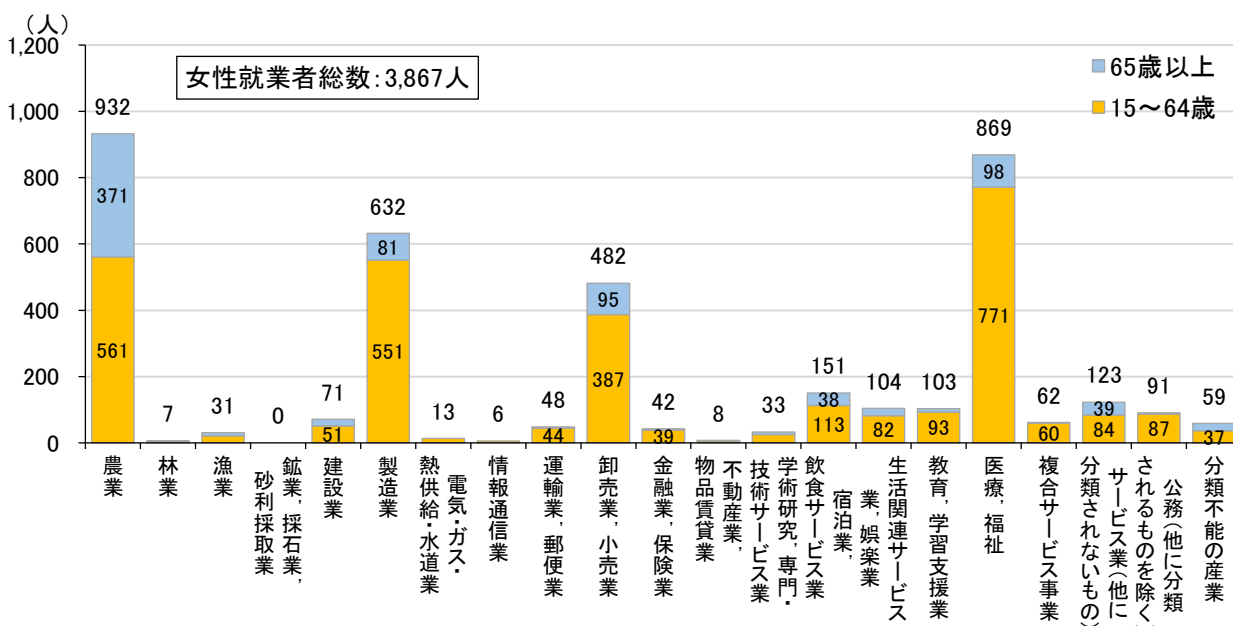
① 産業分類別就業者数

2020年の産業分類別就業者数を男女別で見ると、男性は「農業」が1,138人と最も多く、次いで「製造業」の559人となっています。女性も「農業」が932人と最も多く、次いで「医療、福祉」の869人となっています。就業者のうち65歳以上が占める割合は、男女ともに「農業」が高くなっており、男性では40.9%、女性では39.8%となっています。

産業分類別就業者数(男性:2020年)



産業分類別就業者数(女性:2020年)

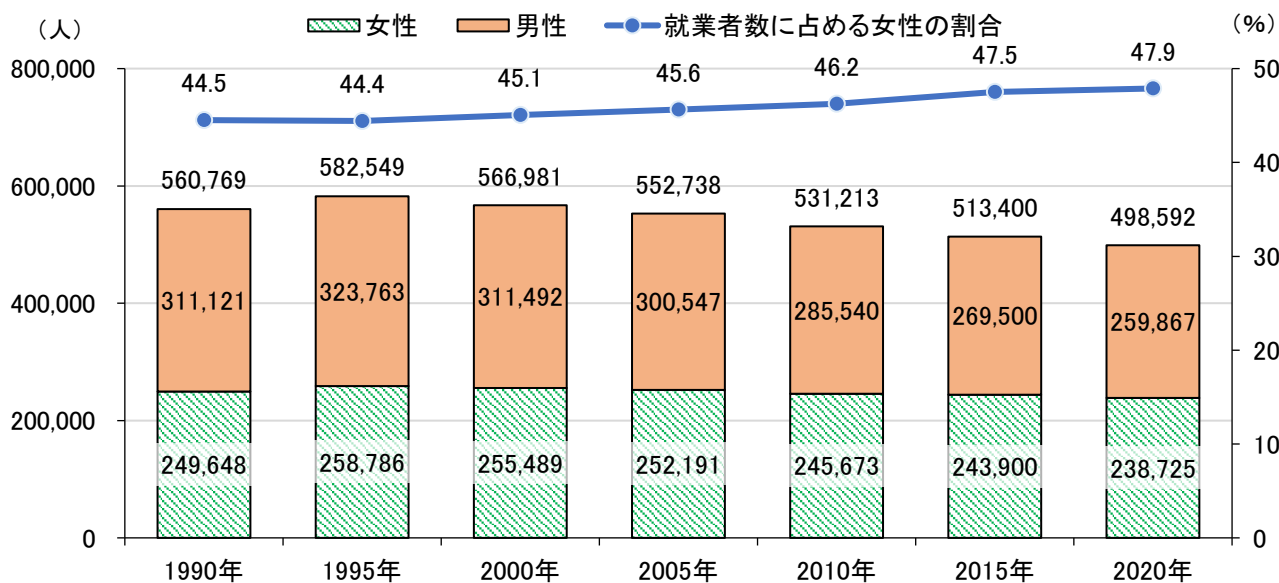


資料: 国勢調査

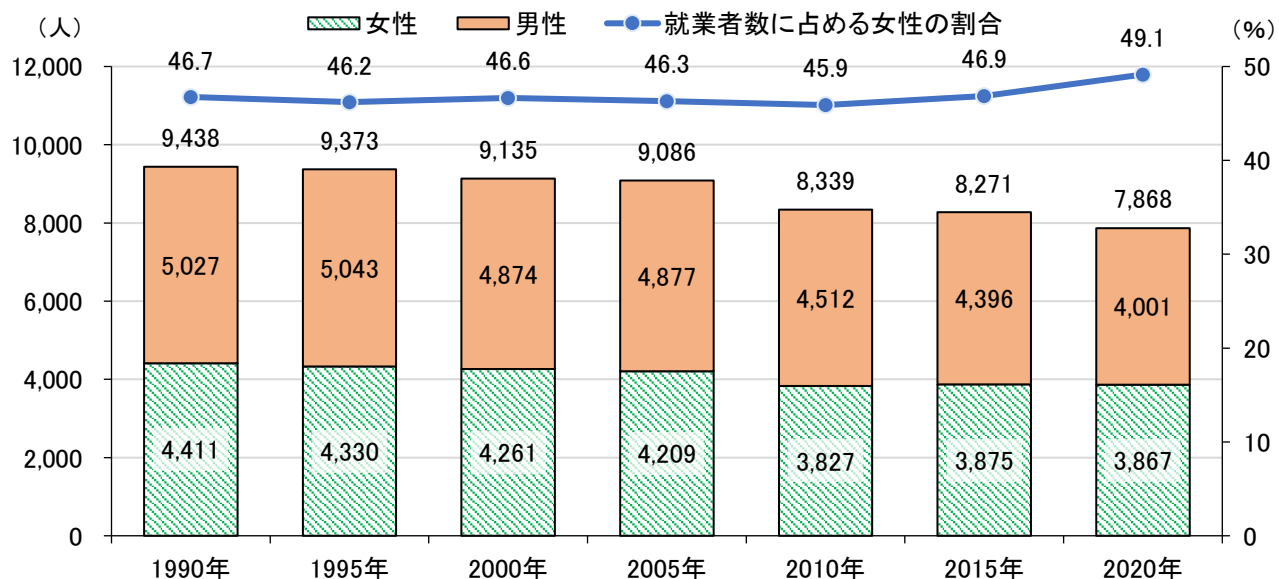
② 就業者数に占める女性の割合の推移

就業者に占める女性の割合は、県では 1990 年の 44.5%から上昇傾向にあり、2020 年には 47.9%となっています。同じく本町では、平成2年の 46.7%から 2015 年まで横ばいで推移していましたが、2020 年には 49.1%に上昇しています。

男女別就業者数と就業者に占める女性の割合(宮崎県)



男女別就業者数と就業者に占める女性の割合(川南町)

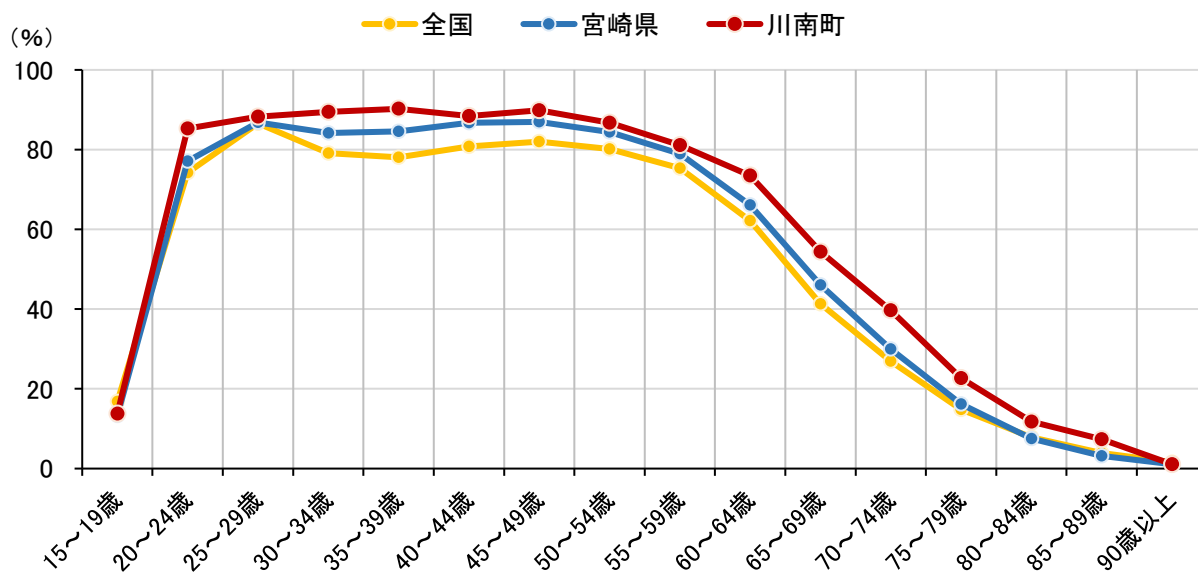


資料: 国勢調査

③ 女性の年齢階級別労働力率

本町の女性の年齢階級別労働力率は、ほとんどの年齢階級において国や県より高くなっており、出産・育児期などの離職に伴う労働力の低下（いわゆる「M字カーブ」）はみられません。

女性の年齢階級別労働力率(2020年)

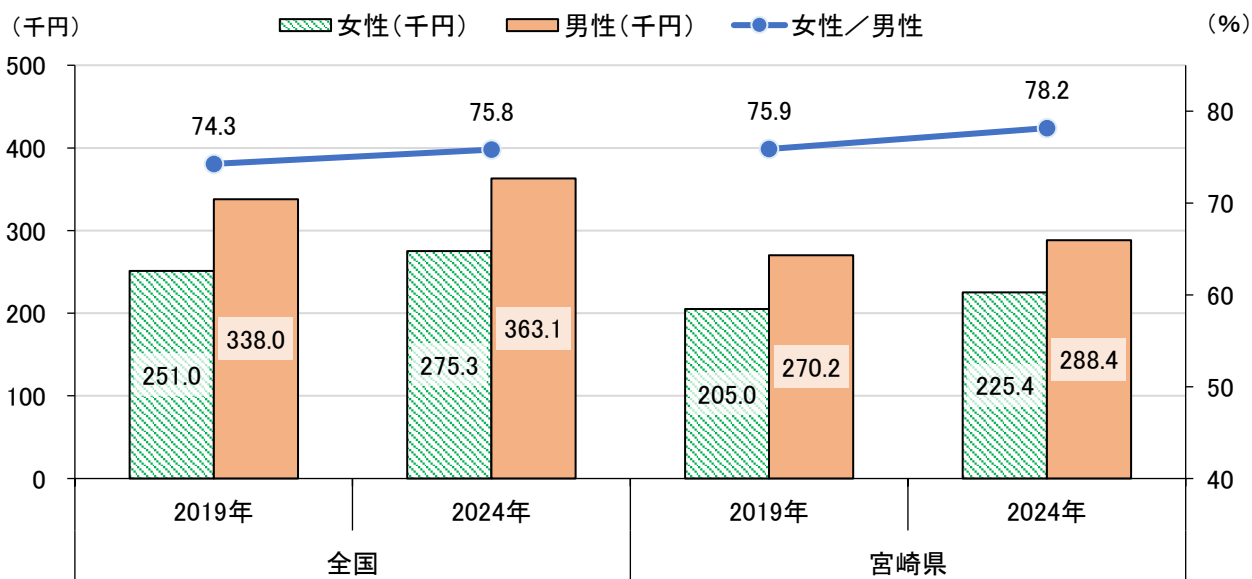


資料: 国勢調査

④ 男女の給与格差

男女間の給与の格差について、2024年の男性の給与に対する女性の給与水準は、国では75.8%、県では78.2%となっています。2019年と比較して上昇はしているものの、依然としてその差は大きい状況です。

男女の給与(所定内給与額: 企業規模10人以上)の比較



資料: 賃金構造基本統計調査

2

女性の活躍に関する状況

(1) 政策・方針決定過程への参画状況

本町の審議会等における女性委員の割合は、2020年の37.0%から2024年まで低下と上昇を繰り返し、2025年では38.0%となっています。町議会における女性議員の割合は、2023年に38.5%に上がったものの、2025年には23.1%となっています。公務員の女性管理職、自治会における女性の参画状況については、2020年から2025年で上昇しているものの、十分に進んでいない状況にあります。

審議会等における女性の登用状況

	委員総数 (人)	うち女性の数 (人)	女性の割合 (%)
2025年	71	27	38.0
2024年	100	30	30.0
2023年	102	30	29.4
2022年	96	32	33.3
2021年	87	28	32.2
2020年	73	27	37.0

資料: 川南町(各年4月1日現在)

町議会における女性の登用状況

	議員総数 (人)	うち女性の数 (人)	女性の割合 (%)
2025年	13	3	23.1
2024年	13	5	38.5
2023年	13	5	38.5
2022年	13	2	15.4
2021年	13	2	15.4
2020年	13	2	15.4

市町村審議会等における女性の登用状況

宮崎県 市町村	委員総数 (人)	うち女性の数 (人)	女性の割合 (%)
2024年	7,420	1,993	26.9

資料: 全国女性の参画マップ(2024年4月1日時点)

町村議会における女性の登用状況

宮崎県 町村	議員総数 (人)	うち女性の数 (人)	女性の割合 (%)
2023年	183	25	13.7

資料: 全国女性の参画マップ(2023年12月31日時点)

女性管理職(課長以上)における女性の登用状況

	管理職総数 (人)	うち女性の数 (人)	女性の割合 (%)
2025年	15	1	6.7
2024年	15	1	6.7
2023年	15	1	6.7
2022年	14	1	7.1
2021年	14	0	0.0
2020年	14	0	0.0

資料: 川南町(各年4月1日現在)

自治会における女性の登用状況

	自治会長数 (人)	うち女性の数 (人)	女性の割合 (%)
2025年	6	1	16.7
2024年	6	1	16.7
2023年	6	0	0.0
2022年	6	0	0.0
2021年	6	0	0.0
2020年	6	0	0.0

管理的職業従事者(役員、管理的公務員等)
における女性の登用状況

宮崎県	管理職総数 (人)	うち女性の数 (人)	女性の割合 (%)
2020年	10,167	1,577	15.5

資料: 全国女性の参画マップ(2020年国勢調査)

自治会における女性の登用状況

宮崎県	自治会長数 (人)	うち女性の数 (人)	女性の割合 (%)
2024年	2,632	111	4.2

資料: 全国女性の参画マップ(2024年7月1日時点)

●川南町の各審議会における女性委員の登用状況

防災会議における女性の登用状況

	委員総数 (人)	うち女性の数 (人)	女性の割合 (%)
2025年	-	-	-
2024年	30	2	6.7
2023年	30	2	6.7
2022年	-	-	-
2021年	-	-	-
2020年	-	-	-

民生委員推薦会における女性の登用状況

	議員総数 (人)	うち女性の数 (人)	女性の割合 (%)
2025年	12	2	16.7
2024年	12	2	16.7
2023年	12	3	25.0
2022年	12	3	25.0
2021年	12	2	16.7
2020年	12	2	16.7

国民健康保険の運営に関する協議会における女性の登用状況

	委員総数 (人)	うち女性の数 (人)	女性の割合 (%)
2025年	9	4	44.4
2024年	9	4	44.4
2023年	9	4	44.4
2022年	9	4	44.4
2021年	9	4	44.4
2020年	9	4	44.4

介護認定審査会における女性の登用状況

	議員総数 (人)	うち女性の数 (人)	女性の割合 (%)
2025年	16	9	56.3
2024年	16	8	50.0
2023年	17	8	47.1
2022年	16	9	56.3
2021年	16	9	56.3
2020年	18	9	50.0

社会教育委員会における女性の登用状況

	委員総数 (人)	うち女性の数 (人)	女性の割合 (%)
2025年	5	2	40.0
2024年	4	1	25.0
2023年	5	2	40.0
2022年	5	2	40.0
2021年	6	3	50.0
2020年	5	3	60.0

図書館協議会における女性の登用状況

	議員総数 (人)	うち女性の数 (人)	女性の割合 (%)
2025年	6	4	66.7
2024年	6	4	66.7
2023年	6	4	66.7
2022年	6	4	66.7
2021年	6	4	66.7
2020年	6	4	66.7

文化財保護審議会における女性の登用状況

	委員総数 (人)	うち女性の数 (人)	女性の割合 (%)
2025年	6	3	50.0
2024年	6	3	50.0
2023年	6	3	50.0
2022年	6	3	50.0
2021年	6	3	50.0
2020年	6	3	50.0

都市計画審議会における女性の登用状況

	議員総数 (人)	うち女性の数 (人)	女性の割合 (%)
2025年	7	0	0.0
2024年	7	2	28.6
2023年	7	1	14.3
2022年	7	1	14.3
2021年	7	0	0.0
2020年	7	0	0.0

国民保護協議会における女性の登用状況

	委員総数 (人)	うち女性の数 (人)	女性の割合 (%)
2025年	-	-	-
2024年	-	-	-
2023年	-	-	-
2022年	-	-	-
2021年	-	-	-
2020年	-	-	-

子ども・子育て支援に関する審議会
における女性の登用状況

	議員総数 (人)	うち女性の数 (人)	女性の割合 (%)
2025年	10	3	30.0
2024年 R6.10~R8.3	10	4	40.0
2023年	10	3	30.0
2022年 R4.10~R6.3	10	3	30.0
2021年	-	-	-
2020年 R1.10~R3.3	10	2	20.0

立地適正化計画策定委員会における女性の登用状況

	委員総数 (人)	うち女性の数 (人)	女性の割合 (%)
2025年	-	-	-
2024年	-	-	-
2023年	-	-	-
2022年	10	1	10.0
2021年	10	1	10.0
2020年	-	-	-

学校規模適正化審議会における女性の登用状況

	議員総数 (人)	うち女性の数 (人)	女性の割合 (%)
2025年	-	-	-
2024年	-	-	-
2023年	-	-	-
2022年	15	2	13.3
2021年	15	2	13.3
2020年	-	-	-

民生委員児童委員協議会における女性の登用状況

	委員総数 (人)	うち女性の数 (人)	女性の割合 (%)
2025年	33	12	36.4
2024年	33	12	36.4
2023年	33	12	36.4
2022年	32	11	34.4
2021年	32	11	34.4
2020年	32	11	34.4

文化ホール運営委員会における女性の登用状況

	議員総数 (人)	うち女性の数 (人)	女性の割合 (%)
2025年	7	2	28.6
2024年	7	2	28.6
2023年	7	3	42.9
2022年	7	2	28.6
2021年	7	2	28.6
2020年	7	3	42.9

学校給食共同調理場運営協議会
における女性の登用状況

	委員総数 (人)	うち女性の数 (人)	女性の割合 (%)
2025年	20	3	15.0
2024年	20	2	10.0
2023年	20	2	10.0
2022年	20	2	10.0
2021年	20	3	15.0
2020年	20	3	15.0

明るい選挙推進協議会における女性の登用状況

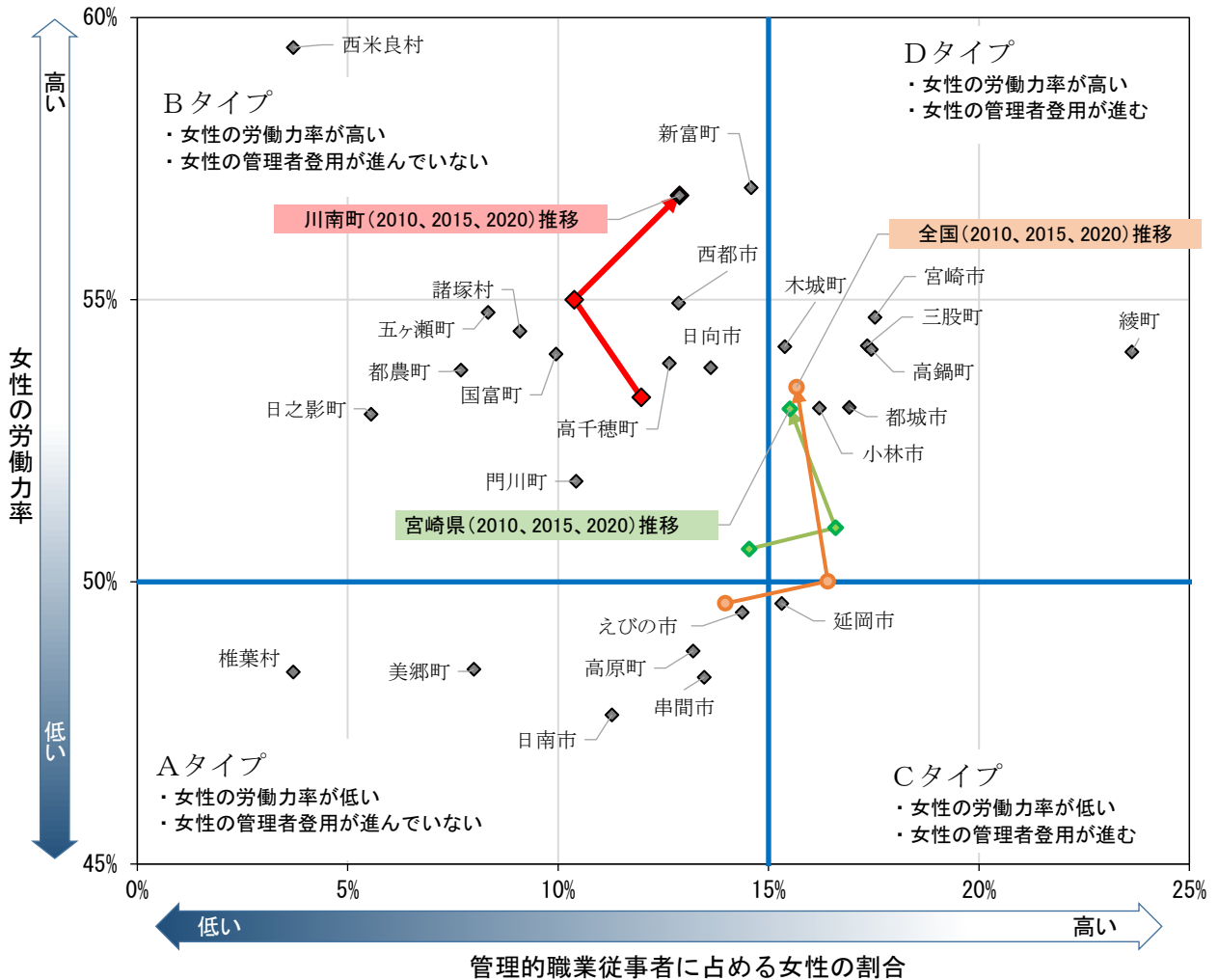
	議員総数 (人)	うち女性の数 (人)	女性の割合 (%)
2025年	13	5	38.5
2024年	13	5	38.5
2023年	14	6	42.9
2022年	14	6	42.9
2021年	14	6	42.9
2020年	14	6	42.9

資料：川南町(各年4月1日現在)

(2) 女性の労働力率と管理的職業従事者の割合

本町の女性の労働力率は上昇傾向にあり、2010年、2015年、2020年のいずれにおいても県や国を上回っています。一方で、2020年における本町の管理的職業従事者に占める女性の割合は、国や県より下回っている状況にあります。

女性の労働力率と管理的職業従事者の割合



資料: 国勢調査

3

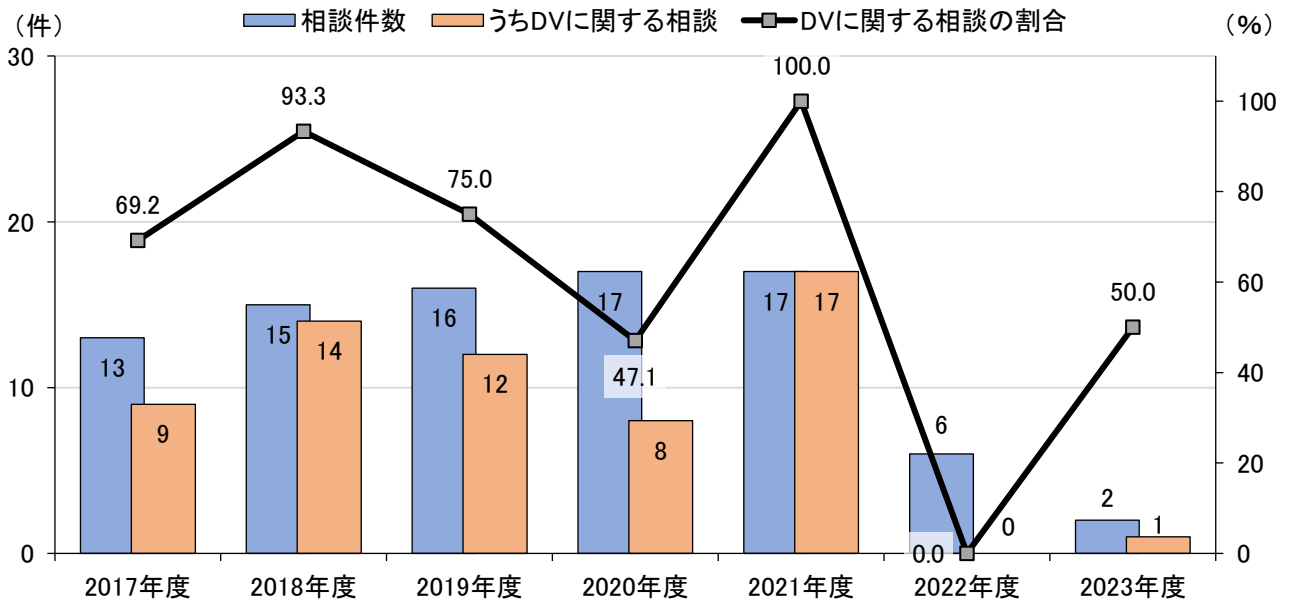
DVに関する状況

(1) 相談件数

2017年度以降の本町在住者から宮崎県女性相談支援センター(旧女性相談所)への相談件数は、2021年度まで増加傾向で推移していましたが、2022年度以降減少し、2023年度には2件となっています。相談件数のうちDVに関する内容の件数は、年度によって増減があり、2023年度には相談件数2件のうち1件となっています。

相談の方法については、来所相談は3件以下で推移しており、全体の8割以上が電話による相談となっています。

本町在住者からの相談件数の推移



相談方法の内訳の推移

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
相談件数	13	15	16	17	17	6	2
来所相談	2	3	2	0	2	1	0
電話相談	11	12	14	17	15	5	2
メール	-	-	-	-	-	-	0
うちDV相談	9	14	12	8	17	0	1

資料: 女性保護のあゆみ

4

現行計画評価

(1) 進行管理・実施状況評価の考え方

① 目的

川南町男女共同参画基本計画の進捗状況を把握・整理し、評価を行うことによって、計画の実効性を確保し、第2次川南町男女共同参画基本計画の施策に反映して、男女共同参画社会の実現に向けた諸施策を検討します。

② 評価の対象

- 基本目標、重点目標ごとに設定されている成果指標
- 基本目標、重点目標ごとに設定されている具体的取組

(2) 成果指標

基本目標1 一人ひとりが男女共同参画社会に向けた意識づくり

重点目標1 男女共同参画の認識と理解の推進

指標項目	単位	実績値		R6年度 目標値	データ
		H28年度	R6年度		
男女共同参画に関する研修会・講座等の開催	回	0	0	2	総務課

指標項目	単位	実績値		R6年度 目標値	データ
		H28年度	R7年度		
性別役割分担意識に「反対(どちらかといえば反対を含む。)」と考える人の割合	%	55.7	65.8	70.0	男女共同参画に関する住民アンケート

重点目標2 男女共同参画の教育・学習の促進

指標項目	単位	実績値		R6年度 目標値	データ
		H28年度	R7年度		
学校教育での男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	%	59.4	50.7	70.0	男女共同参画に関する住民アンケート

指標項目	単位	実績値		R6年度 目標値	データ
		H28年度	R6年度		
人権及び男女共同参画についての啓発活動	回	0	3	2	総務課

基本目標2 一人ひとりが個性と能力を発揮できる活力ある社会づくり
(川南町女性活躍推進計画)

重点目標1 社会のあらゆる分野への女性の参画拡大

指標項目	単位	実績値		R6年度 目標値	データ
		H29年度	R6年度		
町の審議会等における女性の委員の割合	%	18.8	30.0	40.0	総務課
町職員の係長級以上に占める女性の割合	%	45.9	46.6	50.0	総務課調べ
町職員の管理職(課長職以上)の女性の人数	人	0	2	1	総務課

重点目標2 働く環境の整備

指標項目	単位	実績値		R6年度 目標値	データ
		H30年度	R6年度		
「仕事と家庭の両立応援宣言」を行う事業所数	事業所	9	15	20	宮崎県商工観光労働部 雇用労働政策課
企業への啓発及び情報提供	回	0	0	1	産業推進課

重点目標3 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の促進

指標項目	単位	実績値		R6年度 目標値	データ
		H30年度	R6年度		
子育て支援センター利用者数	延べ人数	2,349	8,057	3,000	福祉課調べ
川南町役場男性職員の配偶者出産休暇・子どもの看護休暇取得率	%	45.9	71.9	50.0	総務課調べ

重点目標4 地域活動における男女共同参画の推進

指標項目	単位	実績値		R6年度 目標値	データ
		H30年度	R6年度		
男女共同参画に関する地域講習会	回	0	0	2	総務課
町内女性の消防団員の数	人	7	7	10	総務課
町内女性の防災士の数	人	18	29	30	宮崎県総務部 危機管理局 危機管理課

基本目標3 一人ひとりが安心して暮らせる環境づくり

重点目標1 男女の生涯にわたる健康づくり支援

指標項目	単位	実績値		R6年度 目標値	データ
		H28年度	R6年度		
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの情報提供	回	0	1	1	町民健康課
特定健診受診率	%	41.2	38.2	50.0	町民健康課調べ
子宮がん検診受診率	%	11.7	13.0	15.0	町民健康課調べ
乳がん検診受診率	%	9.3	12.4	14.0	町民健康課調べ

※受診率は、いずれも町民を対象とした役場等で実施される検診を受診した人の割合で、病院や職場で受診している人は含まれません。

重点目標2 男女の人権の尊重とあらゆる暴力の根絶(川南町 DV 防止基本計画)

指標項目	単位	実績値		R6年度 目標値	データ
		H28年度	R6年度		
DV研修、講座の開催	回	0	0	1	総務課
DV相談窓口支援体制の広報	回	0	1	1	総務課
セクシュアル・ハラスメント防止の広報	回	0	0	1	総務課

(3) 具体的取組

施策の評価基準	
◎	取り組んだ結果、予定通り以上の成果が得られた
○	取り組んだ結果、概ね予定通りの成果が得られた (事業実施を行い、具体的施策に反映させる内容を盛り込み実施した)
△	予定どおり取り組んだが、期待した成果は得られなかった (事業実施を行ったが、具体的施策に反映され得る内容を盛り込まなかった)
×	ほとんど取り組めなかった

	※上段:個数、下段:割合			
	◎	○	△	×
基本目標1:一人ひとりが男女共同参画社会に向けた意識づくり	0	2	3	7
	0.0%	16.7%	25.0%	58.3%
基本目標2:一人ひとりが個性と能力を発揮できる活力ある社会づくり(川南町女性活躍推進計画)	0	5	7	13
	0.0%	20.0%	28.0%	52.0%
基本目標3:一人ひとりが安心して暮らせる環境づくり	0	5	3	3
	0.0%	45.5%	27.3%	27.3%
全体	0	12	13	23
	0.0%	25.0%	27.1%	47.9%

基本目標1 一人ひとりが男女共同参画社会に向けた意識づくり

重点目標1 男女共同参画の認識と理解の推進

(1) 男女共同参画の理解と共通意識のための広報・啓発の推進

施策の内容	実績	評価
男女共同参画社会の実現に向けて、町民が関心をもち認識を深めるために、町の広報等で啓発活動に取り組みます。	広報誌掲載:0回	×
男女共同参画意識を認識・理解するための研修、講座等を開催します。	講座実施:0回	×
男女共同参画に関する統計資料・関連情報を広く収集し、町民にわかりやすい内容で周知・提供します。	周知実施:0回	×

(2) 固定的な概念・性別役割分担意識の解消

施策の内容	実績	評価
家庭、学校、職場、地域等において男女共同参画社会の形成を阻害する要因と考えられる固定的な性別役割分担意識に基づいた慣習・慣行の見直しについて啓発・実施します。	啓発活動実施:1件	×

重点目標2 男女共同参画の教育・学習の促進

(1) 学校教育での男女共同参画の学習の推進

施策の内容	実績	評価
学校において男女平等を推進する教育を実施します。	学校での教育実施： 通年	○
家庭における男女共同参画の認識を深めるために、家庭教育学級、PTA活動等を活用して啓発に努めます。	啓発活動実施：0回	×
児童・生徒が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、社会、経済、雇用などの仕組みや労働者としての権利・義務、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の重要性について理解できるよう、キャリア教育の推進に努めます。	キャリア教育実施： 通年	○
町民を対象とした男女共同参画社会の実現や固定的な性別役割分担意識の解消に関する社会教育の推進に努めます。	町民への社会教育実施： 0回	×

(2) 人権教育の推進

施策の内容	実績	評価
各種イベント等において人権啓発を行い、男女共同参画意識の啓発を図ります。	啓発活動実施：2回	△
夏休みふれあい映画祭を開催します。	ふれあい映画祭 開催：1回	△
社会教育関係の教室において、人権教室を開催し男女共同参画意識の啓発を図ります。	人権教室開催：0回	×
LGBT 等に関する正しい情報の提供をし、理解促進のための教育や啓発活動を積極的に進めます。	啓発活動実施：1回	△

基本目標2 一人ひとりが個性と能力を発揮できる活力ある社会づくり
(川南町女性活躍推進計画)

重点目標1 社会のあらゆる分野への女性の参画拡大

(1) 各種審議会等への女性の参画推進

施策の内容	実績	評価
各種審議会等の委員には、女性の委員を積極的に登用するように努めます。また、女性の委員がいない審議会等の解消に努めます。	審議会等における 女性委員割合： 30.0%	△
女性の管理職の登用拡大に努めます。	女性管理職(係長以上)割合:46.6%	△

(2) 女性の人材の育成・能力発揮の支援

施策の内容	実績	評価
審議会等委員への女性の登用を推進するため、幅広い分野から人材についての情報収集に努めます。	情報収集活動実施： 0回	×
役場における女性の係長・課長補佐・課長の人材育成の推進や女性の積極性を引き出すことにつながる研修会等への参加を推奨します。	研修会参加人数： 0人	×
町内企業等に女性のリーダー育成のための情報を提供し、女性のキャリア教育や職場環境の改善を推進します。	情報提供実施:1回	×

重点目標2 働く環境の整備

(1) 多様な就業環境の整備(再就職等を含む。)

施策の内容	実績	評価
県や宮崎労働局と連携して、育児・介護休業制度、短時間勤務制度など仕事と家庭が両立できる制度の周知に努めます。	周知実施:0回	×
パートタイム労働については、労働者の雇用の安定や適正な労働条件を確保するため、県や宮崎労働局と連携してパートタイム労働法等の周知に努めます。	周知実施:0回	×
就職・再就職、起業、キャリアアップなど女性のチャレンジを支援するため、連携してパートタイム労働法等の周知に努めます。	周知実施:0回	×
ハローワーク高鍋(高鍋公共職業安定所)等の関係機関と連携して、母子家庭の母親等の職業能力の向上と就職の提供に努めます。	広報活動実施:2回	△

(2) 子育て・介護支援の拡充

施策の内容	実績	評価
親等の育児・保育への不安を解消するため、育児支援事業を推進するなど子育て支援サービスの拡充及び情報提供の充実を図ります。	・保育園の案内：年間を通して町ホームページにて掲載 ・子育て支援センター・病児保育施設の案内：回覧板、町ホームページ、インスタグラムで掲載	△
企業・事業所等に対して、育児休業・介護休業制度が利用しやすい雰囲気づくりを関係機関と連携し、推進を図ります。	実績なし	×
安心して介護サービスを利用できるよう、情報の提供に努めます。	包括だより発行：年4回	○
地域包括支援センターを中心に各種の相談に対応できる体制の充実に努めます。また、多様な保育サービス、子育てや介護、健康づくりに関する相談体制の充実、健康相談や介護方法の助言、相談指導、介護サービスの利用方法など家族介護者に対する支援を充実させます。	相談延件数： 6,446 件 相談実人数： 1,441 件	○

重点目標3 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の促進

(1) 仕事と生活の支援

施策の内容	実績	評価
家族が協力して仕事と家庭の両立をしていくために、家族の理解と協力の気運が高まるようワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の啓発活動を推進します。	啓発活動実施：0回	×
役場職員が率先して仕事と子育てや介護の両立支援に取り組み、年次休暇の取得目標を定める取組、企業・事業所等に対する取組を促進します。	年次有給取得 13 日以上を目標設定	○

(2) 子育て・介護支援の拡充【再掲】

施策の内容	実績	評価
親等の育児・保育への不安を解消するため、育児支援事業を推進するなど子育て支援サービスの拡充及び情報提供の充実を図ります。	・保育園の案内：年間を通して町ホームページにて掲載 ・子育て支援センター・病児保育施設の案内：回覧板、町ホームページ、インスタグラムで掲載	△
企業・事業所等に対して、育児休業・介護休業制度が利用しやすい雰囲気づくりを関係機関と連携し、推進を図ります。	実績なし	×
安心して介護サービスを利用できるよう、情報の提供に努めます。	包括だより発行：年4回	○
地域包括支援センターを中心に各種の相談に対応できる体制の充実に努めます。また、多様な保育サービス、子育てや介護、健康づくりに関する相談体制の充実、健康相談や介護方法の助言、相談指導、介護サービスの利用方法など家族介護者に対する支援を充実させます。	相談延件数：6,446件 相談実人数：1,441件	○

重点目標4 地域活動における男女共同参画の推進

(1) 地域活動等への男女共同参画の促進

施策の内容	実績	評価
地域における男女共同参画の認識・理解を深めるための情報提供に努めます。	情報提供実施：0回	×
地域のしきたりや慣習の見直しがされるよう啓発、研修等に努めます。	啓発活動実施：0回	×
地域において男女共同参画を推進する地域リーダー育成の研修をします。	研修開催：0回	×

(2) 防災分野における男女共同参画の促進

施策の内容	実績	評価
災害発生時や復興においては、女性の役割が大きいことを前提に、地域防災計画などに女性の参画を促進します。	防災会議や災害対策本部会議において、女性職員(課長)を登用しており意見を反映。避難所開設時も男女の別なく運営等に従事している。	△
地域防災の中核である消防団の活性化に向けて、防災教育、応急手当の普及などに取り組み、女性消防団員の加入・育成に努めます。	町広報誌や SNS を活用し、団員募集活動を実施。 女性団員に対する防災研修等を実施しスキルアップを図っている。	△
災害時の対応には、男女のニーズに違いがあることを踏まえるとともに、高齢者、障がい者、妊産婦などの要配慮者に配慮した支援体制の仕組みづくりに努めます。	要配慮者の支援について関係課と複数回の協議を実施	×

基本目標3 一人ひとりが安心して暮らせる環境づくり

重点目標1 男女の生涯にわたる健康づくり支援

(1) 生涯を通じた健康の保持・増進の推進

施策の内容	実績	評価
女性が生活形態に応じた健康管理ができるよう、情報提供、健康教育を推進します。	情報提供実施:8回	○
体力や健康の維持・増進に向けた、スポーツ活動への参加を促進します。	ウォーキング大会 参加者数:83人	○
性感染症や薬物乱用防止について、学校、職場、家庭などで啓発活動を促進します。	啓発活動実施:1回	△

(2) 妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援

施策の内容	実績	評価
性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の意識の普及を図るための情報提供、啓発活動に努めます。	啓発活動実施:1回	○
男女がともに正確な知識を持って安心して出産・育児ができるよう支援・啓発を行います。	母子健康手帳交付 時啓発:73回	○

(3) 男女の健康づくり支援と受診率の向上

施策の内容	実績	評価
生活習慣病を予防するため、特定健診受診率が向上するよう対策に取り組みます。	特定健診受診率: 38.2%	△
女性特有の疾病予防と早期発見のため、子宮がん、乳がんの検診受診率が向上するよう対策に取り組みます。	①子宮がん検診 受診率:13.0% ②乳がん検診 受診率:12.4%	△

重点目標2 男女の人権の尊重とあらゆる暴力の根絶(川南町 DV 防止基本計画)

(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり

施策の内容	実績	評価
職場、学校、地域において、暴力のない安全で安心な地域社会づくりについて考える機会を増やす広報・啓発活動を推進します。	啓発活動実施:0回	×

(2) 配偶者・恋人からの暴力防止及び被害者の保護・支援体制の充実

施策の内容	実績	評価
DVを未然に防止するための広報・啓発活動を推進します。	啓発活動実施:0回	×
町の関係各課等と密接に連携し、被害の適切な把握を行い、迅速に対応できる横断的な相談体制の強化を図ります。	相談件数:3件	○

(3) セクシュアル・ハラスメントを防止し、誰もが過ごしやすい社会づくり

施策の内容	実績	評価
セクシュアル・ハラスメントを防止するための広報・啓発活動を推進します。	啓発活動実施:0回	×

○基本目標1 一人ひとりが男女共同参画社会に向けた意識づくり

人口についてみると、川南町の総人口、生産年齢人口、年少人口は減少傾向にあります。増加傾向にあった老年人口も2025年をピークに減少に転じ、今後も人口減少が加速することが予想されます。全ての人々がお互いに支え合い、お互いを尊重する意識の醸成と、より一層の女性の活躍が、川南町の活力を高めていく上で重要であると考えられます。

成果指標の実績値をみると、男女共同参画に関する研修会・講座等の開催については目標を達成できていないものの、人権及び男女共同参画についての啓発活動については、令和6年度の目標を達成しています。具体的な取組については、「ほとんど取り組めなかった」という評価が最も多い状況です。男女共同参画社会の実現のためには社会通念や慣行等の背景にある固定的な役割分担意識を解消が不可欠であり、今後もあらゆる年代の町民に対する意識づくりのための取組が必要です。

○基本目標2 一人ひとりが個性と能力を発揮できる活力ある社会づくり (川南町女性活躍推進計画)

女性の就業状況についてみると、就業者に占める割合は2020年に上昇しており、労働力率をみても、出産・育児期などの離職に伴う労働力の低下(M字カーブ)はみられません。しかし、国と県の給与水準をみると、経年により上昇はみられるものの、ともに男女差は大きい状況にあります。これは管理的職業従事者に占める割合の男女差も要因のひとつと考えられ、川南町においても公務員の管理職における女性の登用は十分進んでいない状況にあります。人口減少による人手不足のいま、女性が働きやすい職場環境を整え、女性の力を最大限発揮することは重要であり、管理職への登用等、女性の活躍を推進することでよい人材の確保や、働く意欲の向上、組織全体の活性化につながる等、企業や社会に様々な好影響をもたらすことが考えられます。

成果指標の実績値をみると、目標達成できている項目、できていない項目があるものの、「仕事と家庭の両立応援宣言」を行う事業所数や町内女性消防団員、防災士の数等は増加傾向にあることから、女性の活躍を推進し、男女共同参画に向けて取組が進められていることが分かります。具体的な取組については、「ほとんど取り組めなかった」という評価が最も多く、女性の人材育成や企業への周知等は取り組めていない部分がある状況です。職場での男女平等の促進や環境の整備、家庭との両立支援等、誰もが働きやすく、その能力を発揮できるよう取組を進めていくことが必要です。

○基本目標3 一人ひとりが安心して暮らせる環境づくり

DVに関する状況をみると、川南町在住者からの宮崎県女性相談支援センターへの相談件数は増加傾向で推移していましたが、2022年度以降は減少傾向にあり、中でもDVに関する相談は2022年度で0件、2023年度では1件となっています。しかし、被害を受けても誰にも相談せずに被害を抱え込んでいる人や、受けている被害をDVと認識していない人がいる可能性も視野に、今後も相談手段や相談先等、DVに関する様々な情報を発信していくことが重要であると考えられます。

成果指標の実績値をみると、目標を達成できていない項目の方が多く、がん検診受診率では年々上昇傾向にあり、今後も受診率向上を目指すとともに女性の健康支援に取り組むことが重要です。具体的な取組については、「取り組んだ結果、概ね予定通りの成果が得られた」という評価が最も多い状況です。今後も健康づくり支援とともに、DV関連の支援や広報・啓発活動を通して、生涯にわたる心身の健康の保持・増進と互いの人権を尊重する意識醸成に取り組むことが必要です。

第3章

計画の基本的な考え方

男女共同参画のまちづくりビジョンとして、目指すべき将来像を次のとおり設定します。

「認め合い 性別にかかわらず誰もが輝けるまち かわみなみ」

【実現すべき姿】

家庭

- 家族一人ひとりが、家事や育児、介護などを分担し、協力しながら生活する。
- 家庭内での暴力や虐待が起こらず、安心して生活できる。
- 自営業の家庭では、就業規則などを家族で話し合い、意欲と能力が発揮できる環境が整っている。
- 子どもの個性や能力を伸ばすような家庭教育が行われる。

職場

- 男女を問わず、子育てや介護と両立できる職場風土が形成されている。
- 方針決定過程に男女共に参加し、責任ある地位で活躍する女性が増え、職場に活気がみなぎっている。
- 長時間労働が見直され、様々な働き方が選択でき、誰もがいきいきと働ける職場風土が形成されている。
- ハラスメントが起きない。

学校

- 一人ひとりの個性や能力を伸ばすような教育が行われ、子ども同士もお互いの個性を尊重する。
- 児童・生徒の発達段階に応じた体験学習を通じ、社会の一員として協力し合う態度が育まれる。
- 進学や就職に際して、個人の適正を尊重した進路選択ができる。

地域

- 年齢や性別を超えて、様々な人が地域の意思決定の場に参画し、豊かで住みよい地域づくりに貢献している。
- 女性も男性も自治組織や子ども会、消防団活動に協力し合って参加する。
- 子どもや高齢者の見守り体制が整い、家族が安心して仕事などに専念でき、一人暮らしなどの高齢者が孤立しない環境ができています。

川南町男女共同参画社会形成促進条例第3条に掲げる6項目の基本理念の下に、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

1 男女の人権の尊重

日本国憲法で保障されている人権の尊重は、男女共同参画社会の形成促進を図る上で必要不可欠な要素です。

性別にかかわらず、全ての個人がそれぞれの立場に立って、誰もがお互いの人権を尊重し合い認め合う精神を育むことを基本理念の最初に掲げます。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

地域や職場など社会の様々な仕組みや慣行の中で、いずれか一方の性だけで担われることが多かった役割や業務などを見直し、誰もが自由に参画できる体制へと転換を図ることで、新たな社会環境を形成する必要があります。

3 意思の形成及び決定への共同参画

地域や職場をはじめ、社会における活動の中で、様々な意思決定や政策立案などが行われる際には、男女が共にその決定過程に関わり、多様な意見が尊重されることが男女共同参画社会の基本となります。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が共に社会活動に従事するためには、それぞれの家庭における家族の理解と協力が前提となります。

家族を構成する男女が、自分の役割とお互いの立場を理解し合い、家事や育児、介護、地域活動などを分担しながら仕事や学業などと両立できる環境づくりや生き方を確立する必要があります。

5 男女の生涯にわたる健康への配慮

町民みんなが健康で心豊かに暮らすためには、男女が生涯を通じてお互いの特性を尊重し合い、心身ともに健康を維持することが必要です。特に、病気や介護の予防に重点を置いた健康づくりを支援する必要があります。

6 国際社会における動向への配慮

我が国の男女共同参画政策が国際連合をはじめとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して推進されてきたことを踏まえ、本町においても国際的協調の視点に立ち、国際交流や国際理解教育の推進を通して国際社会に貢献することが求められています。

将来像	基本目標	重点目標	施策の方向
「認め合い 性別にかかわらず誰もが輝けるまち かわみなみ」	基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり	1 人権の尊重	(1) パートナーシップ制度導入の検討
		2 男女共同参画の認識と理解の推進	(1) 男女共同参画の理解と共通意識のための広報・啓発の推進
			(2) 固定的な概念・性別役割分担意識の解消
	3 男女共同参画の教育・学習の促進	(1) 学校教育での男女共同参画の学習の推進	
		(2) 人権教育の推進	
	基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮できる活力ある社会づくり(川南町女性活躍推進計画)	1 社会のあらゆる分野への女性の参画拡大	(1) 各種審議会等への女性の参画推進
			(2) 女性の人材育成・能力発揮の支援
		2 働く環境の整備	(1) 多様な就業環境の整備(再就職等を含む。)
			(2) 子育て・介護支援の拡充
	3 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の促進	(1) 仕事と生活の支援	
		(2) 子育て・介護支援の拡充	
	4 地域活動における男女共同参画の推進	(1) 地域活動等への男女共同参画への促進	
		(2) 防災分野における男女共同参画の促進	
	基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる環境づくり	1 男女の生涯にわたる健康づくり支援	(1) 生涯を通じた健康の保持・増進の推進
			(2) 妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援
			(3) 男女の健康づくり支援と受診率の向上
		2 男女の人権の尊重とあらゆる暴力の根絶(川南町DV防止基本計画)	(1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり
			(2) 配偶者・恋人からの暴力防止及び被害者の保護・支援体制の充実
(3) 各種ハラスメントを防止し、誰もが過ごしやすい社会づくり			
(4) 困難な問題を抱える女性の早期発見と早期支援			
3 貧困等生活上の困難を抱えた女性等への支援と多様性を尊重する環境の整備		(1) ひとり親家庭への支援	
		(2) 高齢者が安心して暮らせる環境整備	
		(3) 障がい者が安心して暮らせる環境整備	
		(4) 生活困窮者が安心して暮らせる環境整備	
		(5) 在住外国人が安心して暮らせる環境整備	
(6) 誰もが暮らしやすい環境整備			

第4章

施策の展開



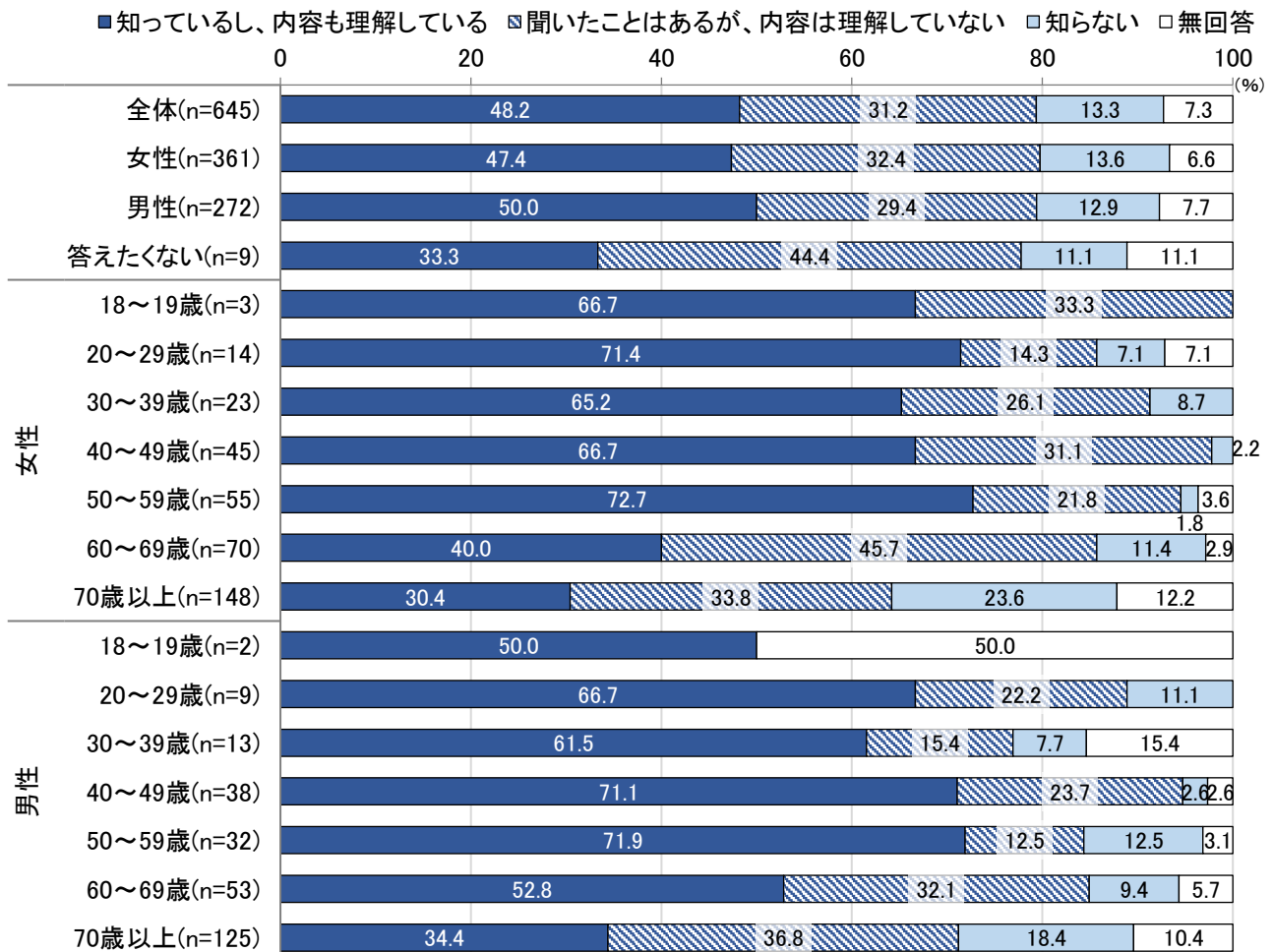
(1) 重点目標 1 人権の尊重

【現状と課題】

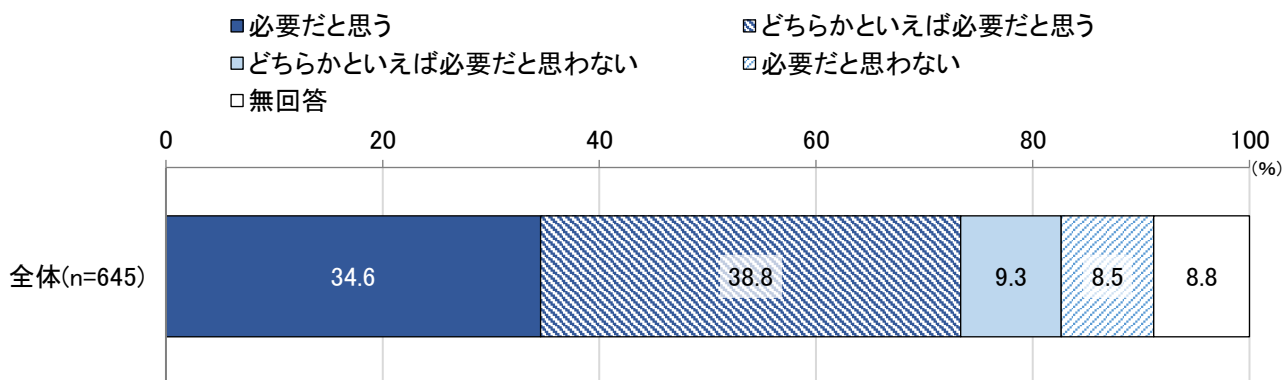
LGBTQ を含む性の多様性について知っていたかについて、全体では「知っているし、内容も理解している」が最も高く、性別で見ると大きな差はみられませんが、性別・年齢別で見ると、男女とも、「知っているし、内容も理解している」は 50 歳以降、年齢が上がるにつれ低くなっています。パートナーシップ制度についてどのように思うかについては、『必要（「必要だと思う」と「どちらかといえば必要だと思う」の合計）』が全体の 73.4%と高い割合となっています。

パートナーシップ制度の導入は単なる行政手続の追加だけではなく、全ての人生まれ持った性的指向や性自認にかかわらず等しく尊重され、安心して暮らせる社会を実現するために重要な基盤づくりであるといえます。年齢にかかわらず性の多様性への認知度や理解を深め、誰一人取り残さない社会の実現に向けての意識醸成が必要です。

【LGBTQ を含む性の多様性について知っていたか】



【パートナーシップ制度についてどのように思うか】



【施策の方向（1） パートナーシップ制度導入の検討】

No.	具体的施策	所管課
1	住民ニーズを踏まえ、パートナーシップ制度の導入を検討します。	総務課

●重点目標1の成果指標

成果指標	実績
	目標
令和12年までに検討会議を必要に応じて開催	—
	3回

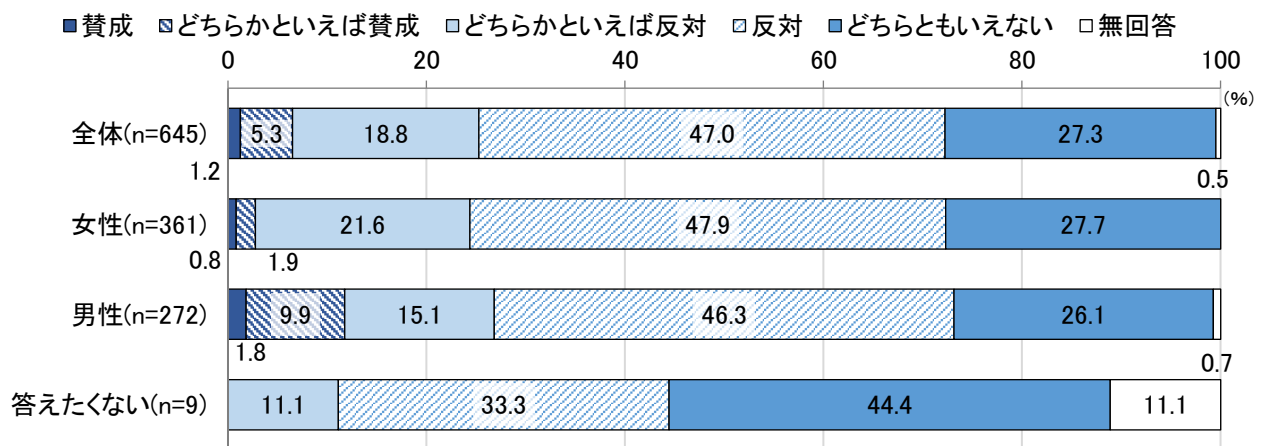
(2) 重点目標2 男女共同参画の認識と理解の推進

【現状と課題】

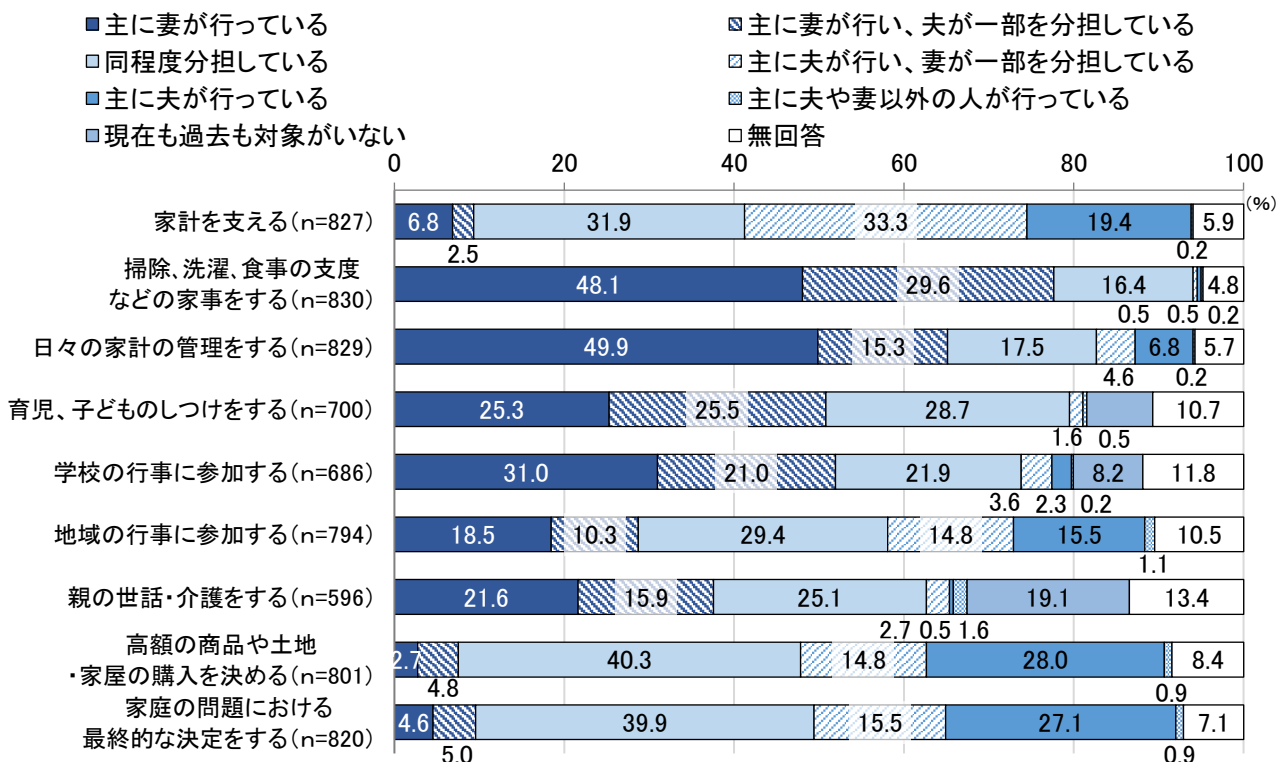
「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担意識をどう思うかについて、『反対計（「反対」と「どちらかといえば反対」の合計）』は全体では65.8%、性別で見ると女性の方が男性より高い割合となっています。家庭での役割分担の状況を見ると、『主に妻計（「主に妻が行っている」と「主に妻が行い、夫が一部を担当している」の合計）』が、掃除等の家事や家計の管理では6～7割を占めており、育児や学校行事参加では約5割、同程度分担しているのは3割以下と女性が負担している割合が大きくなっています。

固定的性別役割分担意識に対しては否定的な意見が多いものの、家庭での実際の役割分担を見ると、いまだ性別による偏りがあります。

【「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担意識をどう思うか】



【家庭での主な役割分担の現状】



【施策の方向（１） 男女共同参画の理解と共通意識のための広報・啓発の推進】

No.	具体的取組	所管課
2	男女共同参画社会の実現に向けて、町民が関心をもち認識を深めるために、町の広報誌や SNS を活用して啓発活動に取り組みます。	総務課
3	男女共同参画意識を認識・理解するための職員を対象にした研修、講座等を開催します。	
4	男女共同参画に関する統計資料・関連情報を広く収集し、町民にわかりやすい内容で町の広報誌や SNS を活用して周知・提供します。	

【施策の方向（２） 固定的な概念・性別役割分担意識の解消】

No.	具体的取組	所管課
5	家庭、学校、職場、地域等において男女共同参画社会の形成を阻害する要因と考えられる固定的な性別役割分担意識に基づいた慣習・慣行の見直しについて、町の広報誌や SNS を活用して啓発活動に取り組みます。	総務課

●重点目標２の成果指標

成果指標	実績
	目標
男女共同参画に関する研修会・講座等の開催	0回
	2回
性別役割分担意識に「反対(どちらかといえば反対を含む。)」と考える人の割合	65.8%
	70.0%

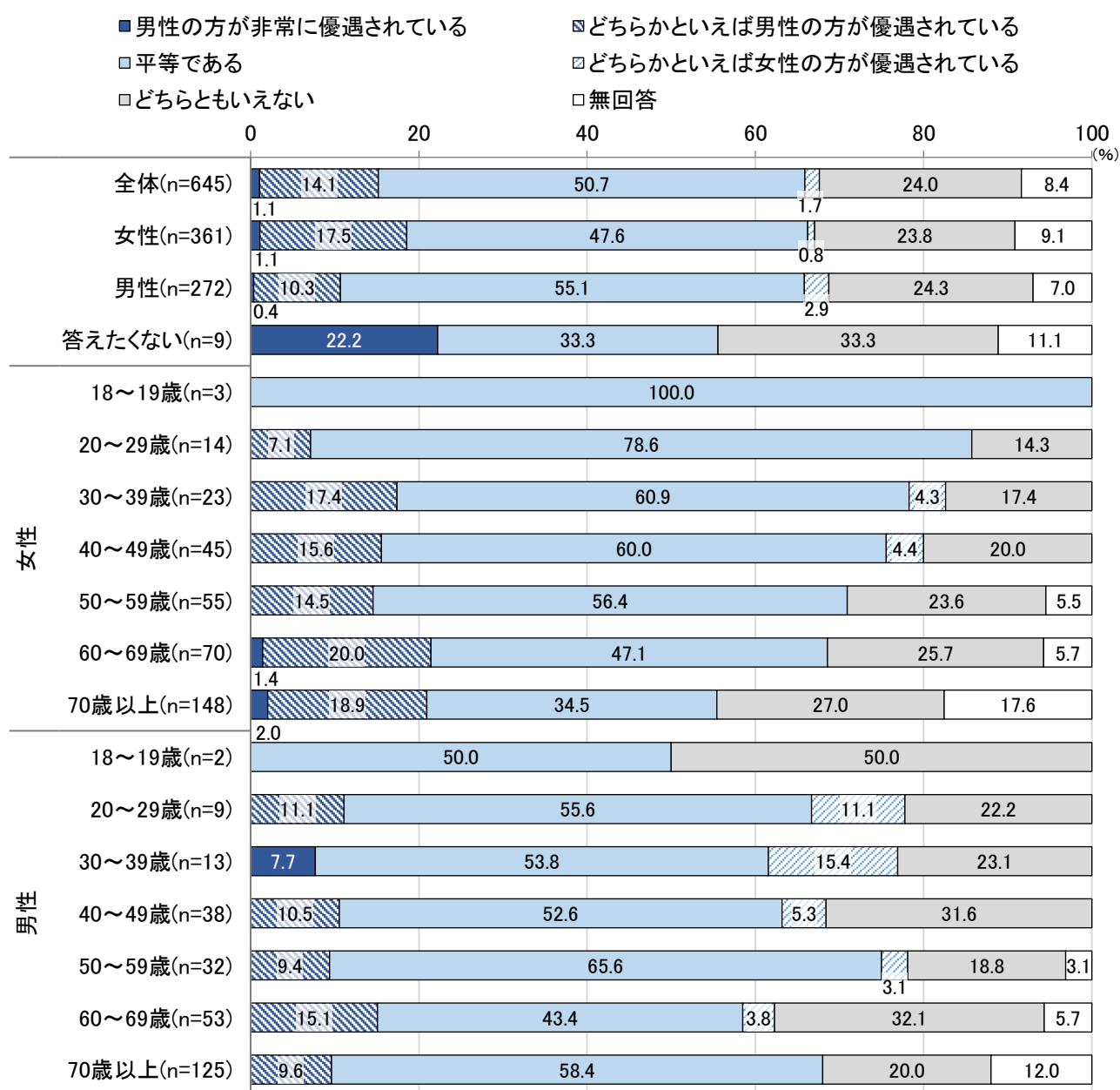
(3) 重点目標3 男女共同参画の教育・学習の促進

【現状と課題】

学校教育の場で男女は平等になっていると思うかについて、「平等である」は、全体で見ると50.7%となっています。性別で見ると「平等である」は、男性の方が女性より高い割合となっており、年齢別で見ると、女性では年齢が上がるにつれ低くなっています。

一人ひとりの意識や価値観は、幼い頃の環境やメディア、教育の影響を受けて形成されることから、「学校教育の場」は一人ひとりが個人として尊重される未来をつくるための出発点であるといえます。川南町内の小中学校では、男女混合名簿を採用、授業中の並び順なども男女混合となり、教育活動全体を通して男女平等教育を進めています。今後も、一人ひとりが互いを尊重し合い、対等な関係性を築く力を養うためにも男女共同参画の教育・学習の機会を確保し充実させることが重要です。

【「学校教育の場」で男女は平等になっていると思うか】



【施策の方向（１） 学校教育での男女共同参画の学習の推進】

No.	具体的取組	所管課
6	義務教育段階において、男女平等を推進する教育や男女共同参画の視点を持った取組を継続的に実施します。	教育課
7	家庭における男女共同参画の認識を深めるために、家庭教育学級、PTA活動等を活用して啓発に努めます。また、研修内容の例示や講師バンク等に男女協働参画をテーマとした内容を盛り込んでいきます。	
8	児童・生徒が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、社会、経済、雇用などの仕組みや労働者としての権利・義務、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の重要性について理解できるよう、男女分け隔てのない活動やジェンダーフリーな視点でのキャリア教育の推進に努めます。	
9	町民を対象とした男女共同参画社会の実現や固定的な性別役割分担意識の解消に関する社会教育の推進に努めます。また、研修内容の例示や講師バンク等に男女協働参画をテーマとした内容を盛り込んでいきます。	

【施策の方向（２） 人権教育の推進】

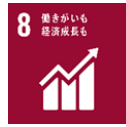
No.	具体的取組	所管課
10	各種イベント等や町広報誌、SNSを活用して人権啓発を行い、男女共同参画意識の啓発を図ります。	総務課
11	各方面の団体等に周知を図り、集客率を高め、夏休みふれあい映画祭を開催します。	
12	社会教育関係の教室において、人権教室を開催し男女共同参画意識の啓発を図ります。また、研修内容の例示や講師バンク等に男女協働参画をテーマとした内容を盛り込んでいきます。	
13	LGBT 等に関する正しい情報の提供をし、理解促進のための教育や町広報誌、SNSを活用して啓発活動を積極的に進めます。	

●重点目標３の成果指標

成果指標	実績
	目標
学校教育での男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	50.7%
	70.0%
人権及び男女共同参画についての啓発活動	3回
	4回

2

基本目標Ⅱ

誰もが個性と能力を發揮できる活力ある社会づくり
(川南町女性活躍推進計画)SDGs
関連分野

(1) 重点目標1 社会のあらゆる分野への女性の参画拡大

【現状と課題】

本町の審議会等における女性委員の割合は、2020年から2024年まで低下と上昇を繰り返し、2025年には38.0%となっています。町議会における女性議員の割合は、2023年に38.5%まで上昇したものの、2025年には23.1%となっています。公務員の女性管理職、自治会における女性の参画状況については、2020年から2025年で上昇しているものの十分に進んでいない状況にあり、女性は男性より政策や方針決定の場に参画する機会が少ないことがうかがえます。

政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由については、「男性優位の組織運営」が最も高くなっており、次いで「女性の参画を積極的に進めよう」と意識している人が少ない」となっています。政策等の様々な方針決定の場におけるこれまでの社会通念や性別による固定的な役割の考え方を改め、それらにとらわれない環境づくりが必要です。

【川南町の政策・方針決定の場への女性の参画状況(再掲)】

審議会等における女性の登用状況

	委員総数 (人)	うち女性の数 (人)	女性の割合 (%)
2025年	71	27	38.0
2024年	100	30	30.0
2023年	102	30	29.4
2022年	96	32	33.3
2021年	87	28	32.2
2020年	73	27	37.0

町議会における女性の登用状況

	議員総数 (人)	うち女性の数 (人)	女性の割合 (%)
2025年	13	3	23.1
2024年	13	5	38.5
2023年	13	5	38.5
2022年	13	2	15.4
2021年	13	2	15.4
2020年	13	2	15.4

資料：川南町(各年4月1日現在)

女性管理職(課長以上)における女性の登用状況

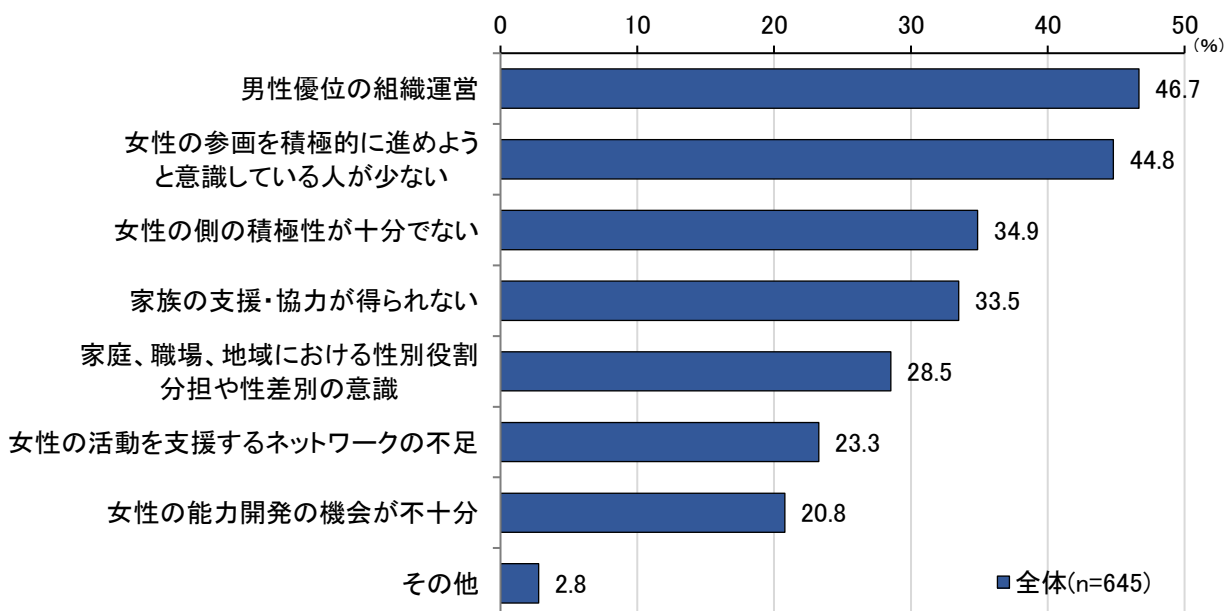
	管理職総数 (人)	うち女性の数 (人)	女性の割合 (%)
2025年	15	1	6.7
2024年	15	1	6.7
2023年	15	1	6.7
2022年	14	1	7.1
2021年	14	0	0.0
2020年	14	0	0.0

自治会における女性の登用状況

	自治会長数 (人)	うち女性の数 (人)	女性の割合 (%)
2025年	6	1	16.7
2024年	6	1	16.7
2023年	6	0	0.0
2022年	6	0	0.0
2021年	6	0	0.0
2020年	6	0	0.0

資料：川南町(各年4月1日現在)

【政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由】



【施策の方向（１） 各種審議会等への女性の参画推進】

No.	具体的取組	所管課
14	各種審議会等の委員には、女性の委員を積極的に登用するように努めます。また、女性の委員がいない審議会等の解消に努めます。	総務課
15	女性の管理職の登用拡大に努めます。	

【施策の方向（２） 女性の人材育成・能力発揮の支援】

No.	具体的取組	所管課
16	審議会等委員への女性の登用を推進するため、各審議会等で幅広い分野から人材についての情報収集に努めます。	総務課 産業推進課
17	役場における女性の係長・課長補佐・課長の人材育成の推進や、女性の積極性を引き出すことにつながる研修会等への参加を推奨します。	
18	町広報誌や SNS を活用して啓発を行い、町内企業等に女性のリーダー育成のための情報を提供し、女性のキャリア教育や職場環境の改善を推進します。	

●重点目標 1 の成果指標

成果指標	実績
	目標
町の審議会等における女性の委員の割合	30.0%
	40.0%
町職員の係長級以上に占める女性の割合	46.6%
	50.0%
町職員の管理職(課長職以上)の女性の人数	2人
	2人

(2) 重点目標2 働く環境の整備

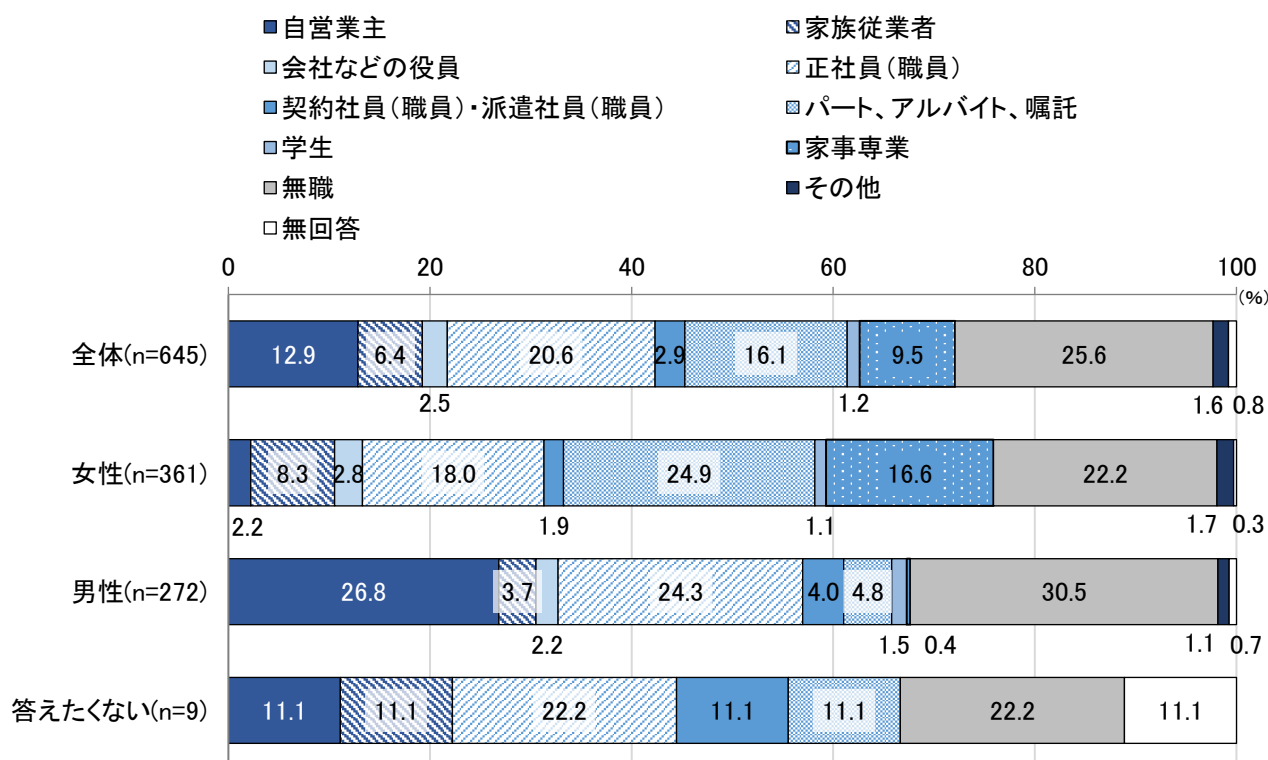
【現状と課題】

職業について、性別でみると就業している人のうち「自営業主」や「正社員（職員）」では男性の方が女性より高く、「パート、アルバイト、嘱託」、「家事専業」は女性の方が男性よりも高くなっており、性別によって雇用形態に大きな違いがあることがうかがえます。特に、「家事専業」の割合は女性のほうが圧倒的に高く、家庭での役割分担（p32）においても家事は女性が担っている割合も高いため、家事等と仕事の両立がしやすいという理由から、女性が非正規雇用を選択している可能性も考えられます。

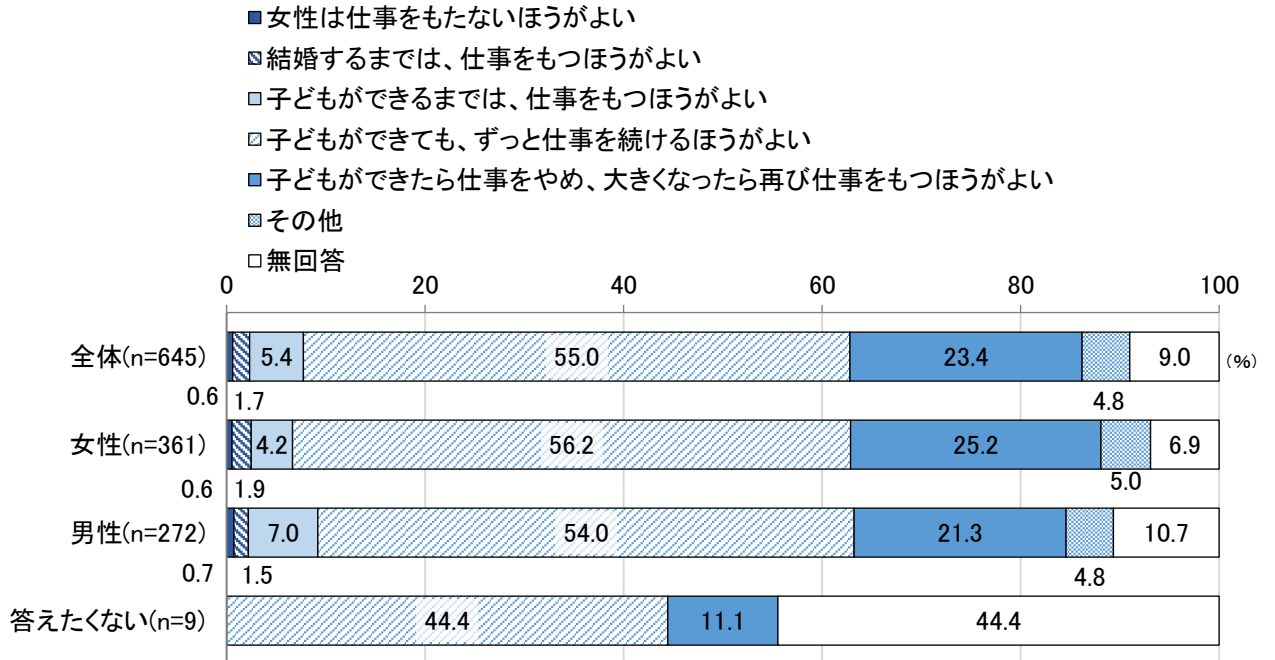
女性の就業について性別でみると、男女とも「子どもができて、ずっと仕事を続けるほうがよい」が5割を超え最も高くなっています。結婚や出産にかかわらず、女性が仕事を続ける『就業継続型』を支持する考え方が主流になってきていると考えられますが、「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつほうがよい」が全体の約4分の1を占めていることから、男女ともに子育ては女性が主となって行うという認識があることもうかがえます。

女性が働き続けるために必要なことについては、「育児休業や短時間制度などの仕事と家庭の両立ができる制度を充実する」が最も高くなっています。結婚や出産にかかわらず女性が働き続けるという考え方が主流になっていても、女性自身の意思を尊重しサポートする環境や周囲の理解がなければ実現するのは困難になってしまうため、町民や企業への広い啓発が求められます。

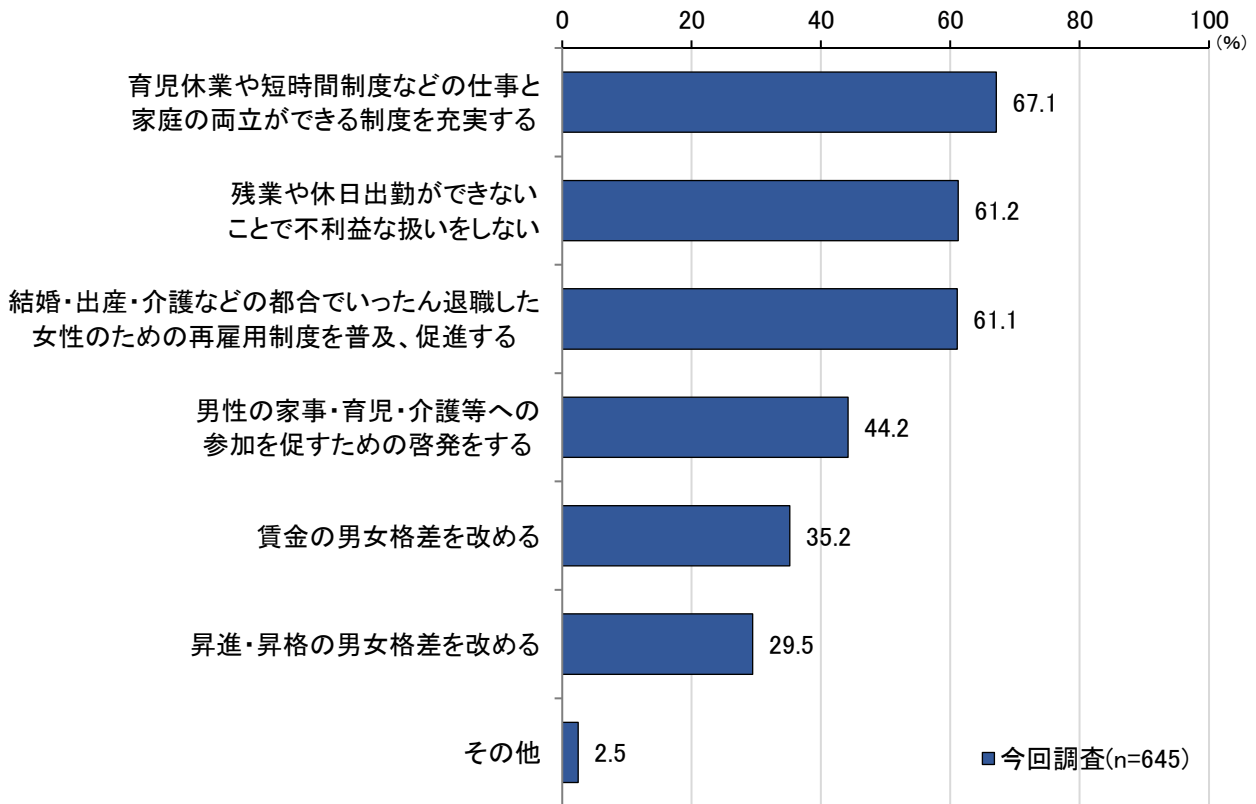
【職業】



【女性の就業についてどのように考えるか】



【女性が働き続けるためにどのようなことが必要だと思うか】



【施策の方向（１） 多様な就業環境の整備（再就職等を含む。）】

No.	具体的取組	所管課
19	県や宮崎労働局と連携して、育児・介護休業制度、短時間勤務制度など仕事と家庭が両立できる制度について、年1回以上周知を行うように努めます。	産業推進課 福祉課
20	パートタイム労働については、労働者の雇用の安定や適正な労働条件を確保するため、県や宮崎労働局と連携してパートタイム労働法等の周知を年1回以上行うように努めます。	
21	就職・再就職、起業、キャリアアップなど女性のチャレンジを支援するため、連携してパートタイム労働法等の周知を年1回以上行うように努めます。	
22	ハローワーク高鍋（高鍋公共職業安定所）等の関係機関と連携して、母子家庭の母親等の職業能力の向上と就職の提供に努めます。また、町ホームページの掲載内容等の見直しを行い、分かりやすい子育て支援サービスの情報提供、相談窓口の充実に努めます。	

【施策の方向（２） 子育て・介護支援の拡充】

No.	具体的取組	所管課
23	親等の育児・保育への不安を解消するため、育児支援事業を推進するなど子育て支援サービスの拡充を図ります。また、町ホームページの掲載内容等の見直しを行い、分かりやすい子育て支援サービスの情報提供、相談窓口の充実に努めます。	福祉課
24	企業・事業所等に対して、育児休業・介護休業制度が利用しやすい雰囲気づくりを関係機関と連携し、休業制度に対する国・県等の支援策の周知に努め、利用推進を図ります。	
25	安心して介護サービスを利用できるよう広報の手段を工夫し、情報の提供に努めます。	福祉課
26	地域包括支援センターを中心に各種の相談に対応できる体制の充実に努めます。 また、多様な保育サービス、子育てや介護、健康づくりに関する相談体制の充実、健康相談や介護方法の助言、相談指導、介護サービスの利用方法など、介護に関する情報提供手段の工夫や町ホームページの掲載内容の見直しを行い、家族介護者に対する支援を充実させます。	

●重点目標2の成果指標

成果指標	実績
	目標
「仕事と家庭の両立応援宣言」を行う事業所数	15事業所
	20事業所
企業への啓発及び情報提供	0回
	1回

(3) 重点目標3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進

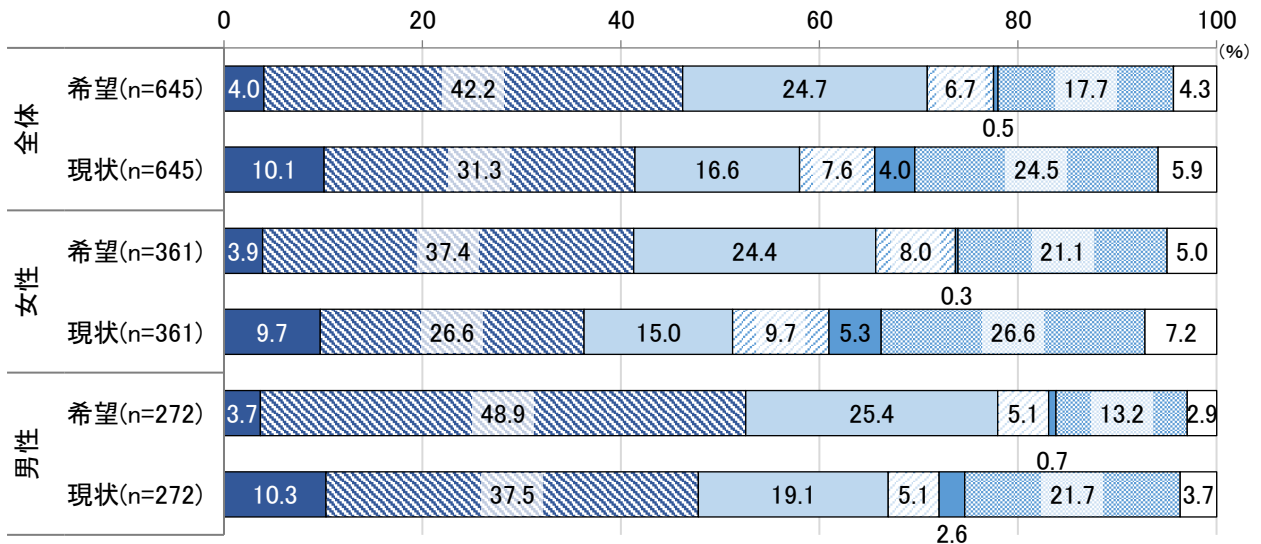
【現状と課題】

仕事と家庭生活又は地域活動をどのように位置づけるのが望ましいと思うかについて性別で見ると、男女ともに「家庭生活又は地域活動にも携わるが、あくまで仕事を優先させる」が最も高くなっています。現状でも同様の結果となっていますが、希望との差は女性が10.8ポイント、男性が11.4ポイントと希望と現状が乖離しています。また、現状との差はあるものの「家庭生活又は地域活動と仕事を同じように両立させる」ことを希望する割合が男女とも約4分の1を占めていることから、ワーク・ライフ・バランスを重視する考え方は浸透しつつあることがうかがえます。

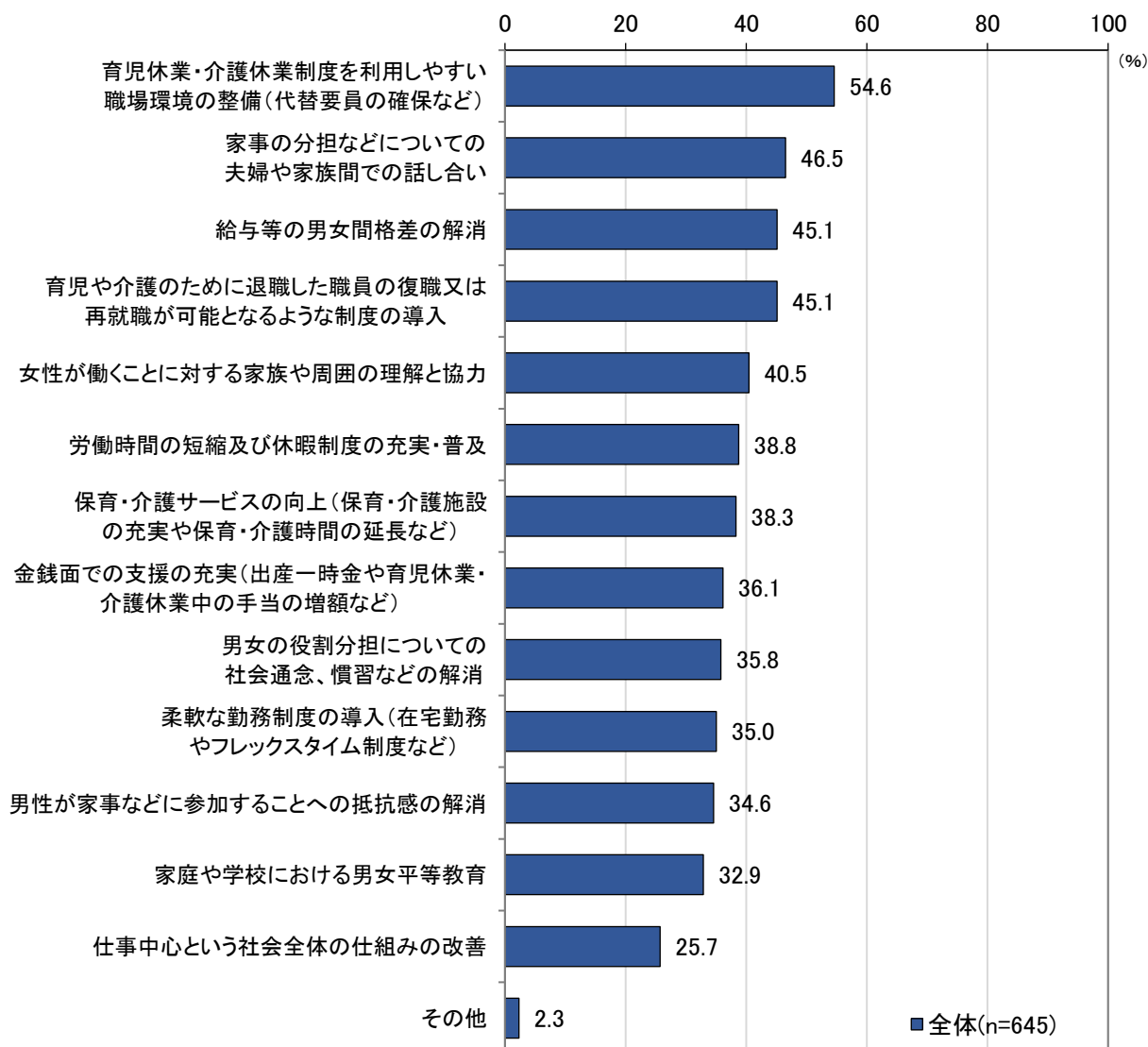
男女がともに仕事と家庭生活や地域活動の両立を可能にするために必要だと思うことについては、「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備」が最も高く、次いで「家事の分担などについての夫婦や家族間での話し合い」となっています。ワーク・ライフ・バランスを実現するために、職場においては休暇の取得をはじめとした各種制度の充実や、取得をサポートする環境の整備が求められます。また家庭においては、コミュニケーションを密に図り、一人ひとりがお互いを尊重する意識をもつことが重要です。

【仕事・家庭生活・地域活動の位置づけの希望と現状】

- 家庭生活又は地域活動よりも、仕事に専念する(している)
- ▨ 家庭生活又は地域活動にも携わるが、あくまで仕事を優先させる(させている)
- 家庭生活又は地域活動と仕事を同じように両立させる(させている)
- ▨ 仕事にも携わるが、家庭生活又は地域活動を優先させる(させている)
- 仕事よりも、家庭生活又は地域活動に専念する(している)
- ▨ わからない
- 無回答



【男女がともに仕事と家庭生活や地域活動の両立を可能にするために必要だと思うこと】



【施策の方向（１） 仕事と生活の支援】

No.	具体的取組	所管課
27	家族が協力して仕事と家庭の両立をしていくために、家族の理解と協力の気運が高まるようワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の周知を年1回以上行うように努め、啓発活動を推進します。	福祉課 総務課
28	役場職員が率先して仕事と子育てや介護の両立支援に取り組み、年次休暇の取得目標を定める取組、企業・事業所等に対する取組を促進し、休暇の取りやすい職場環境づくりを進めていきます。	

【施策の方向（２） 子育て・介護支援の拡充※再掲】

No.	具体的取組	所管課
29	親等の育児・保育への不安を解消するため、育児支援事業を推進するなど子育て支援サービスの拡充を図ります。また、町ホームページの掲載内容等の見直しを行い、分かりやすい子育て支援サービスの情報提供、相談窓口の充実に努めます。	福祉課
30	企業・事業所等に対して、育児休業・介護休業制度が利用しやすい雰囲気づくりを関係機関と連携し、休業制度に対する国・県等の支援策の周知に努め、利用推進を図ります。	
31	安心して介護サービスを利用できるよう広報の周知の仕方を工夫し、情報の提供に努めます。	
32	地域包括支援センターを中心に各種の相談に対応できる体制の充実に努めます。 また、多様な保育サービス、子育てや介護、健康づくりに関する相談体制の充実、健康相談や介護方法の助言、相談指導、介護サービスの利用方法など、介護に関する情報提供の仕方の工夫や町ホームページの掲載内容の見直しを行い、家族介護者に対する支援を充実させます。	

●重点目標3の成果指標

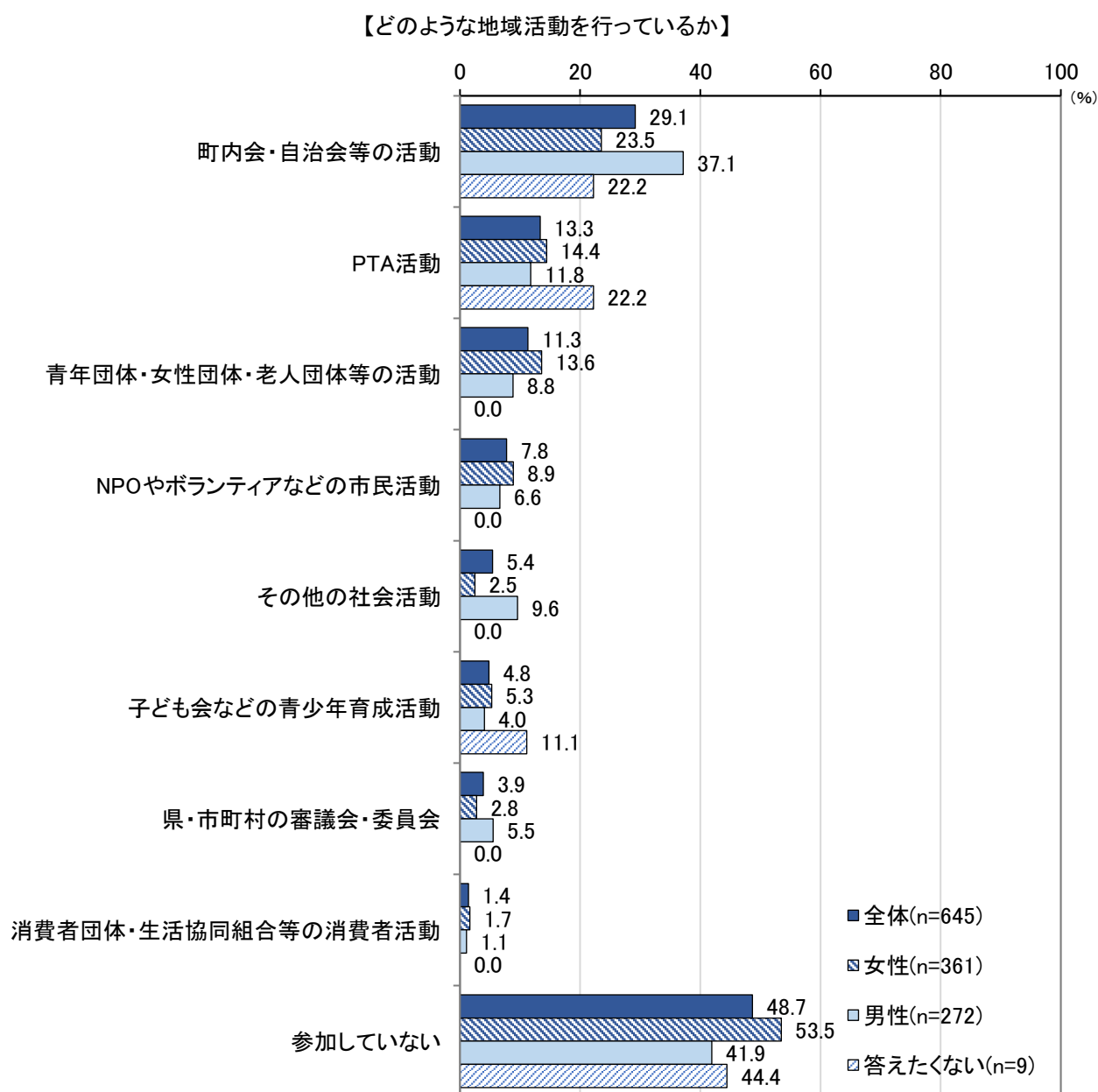
成果指標	実績
	目標
子育て支援センター利用者数(延べ人数)	8,057人
	8,000人
川南町役場男性職員の配偶者出産休暇・子どもの看護休暇取得率	71.9%
	75.0%

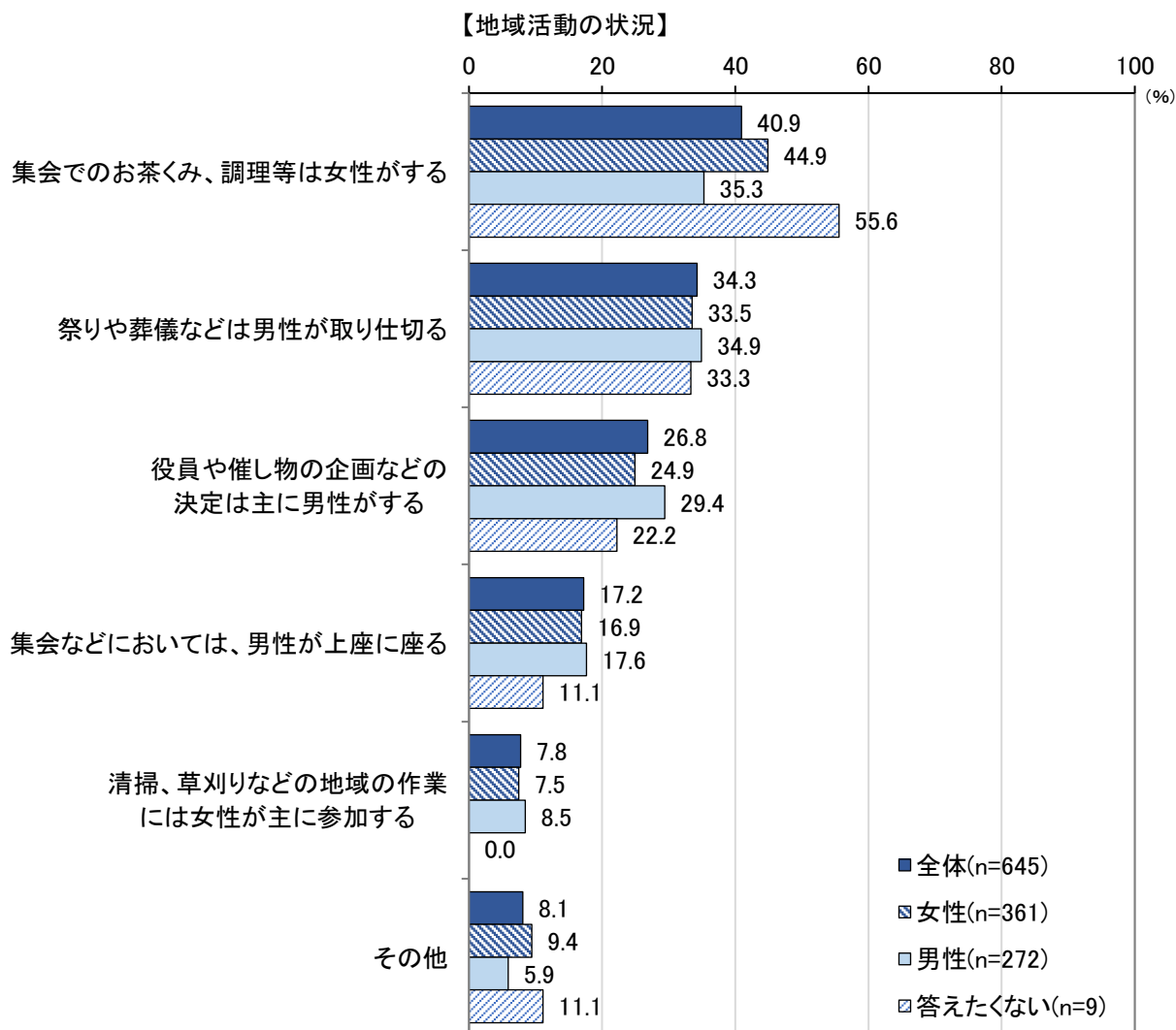
(4) 重点目標4 地域活動における男女共同参画の推進

【現状と課題】

地域活動については「参加していない」が最も高く、性別で見ると女性では5割を超えています。行っている場合の活動内容は、「町内会・自治会等の活動」が最も高くなっていますが、女性は男性より13.6ポイント低く、特に男女の差が顕著に表れています。また、地域活動の状況については、「集会でのお茶くみ、調理等は女性がする」が最も高く、次いで「祭りや葬儀などは男性が取り仕切る」となっており、地域活動においても固定的な性別による役割分担がされている状況があります。

今後地域では、防災や福祉等様々な課題に対応することが求められます。そのような中で、地域活動において固定的な性別役割分担意識を解消し、あらゆる住民が主体的に地域運営に参画する基盤を作ることは、多様な視点と能力を活かし、多くのニーズに応えられる地域づくりにとって重要であると考えられます。





【施策の方向（1） 地域活動等への男女共同参画への促進】

No.	具体的取組	所管課
33	地域における男女共同参画の認識・理解を深めるための情報提供を行い、年1回以上周知を行うよう努めます。	総務課
34	地域のしきたりや慣習の見直しができるよう啓発、研修等を行い、年1回以上周知を行うよう努めます。	
35	地域において男女共同参画を推進する地域リーダー育成の研修を行い、年1回以上周知を行うよう努めます。	

【施策の方向（２） 防災分野における男女共同参画の促進】

No.	具体的取組	所管課
36	災害発生時や復興においては、女性の役割が大きいことを前提に地域防災計画などに女性の参画を促進します。 また、防災会議及び災害対策本部の委員として、更なる女性職員の登用を図り、女性の意見を防災対応(事業)に反映させます。	総務課
37	地域防災の中核である消防団の活性化に向けて、防災教育、応急手当の普及などに取り組み、女性消防団員の加入・育成に努めます。 また、町広報誌や SNS を活用して団員増加を図り、現職女性団員による口コミや情報発信などで加入増加に努めます。 団員を対象に資格取得助成などを行い、入団の動機付けや活躍の場につながる施策を実施します。	
38	災害時の対応には、男女のニーズに違いがあることを踏まえるとともに、高齢者、障がい者、妊産婦などの要配慮者に配慮した避難所運営マニュアルの改訂及び個別避難計画の作成に向け、関係機関と協議を行い、要配慮者に配慮した支援体制の構築を図ります。	

●重点目標４の成果指標

成果指標	実績
	目標
男女共同参画に関する地域講習会	0回
	2回
町内女性の消防団員の数	7人
	10人
町内女性の防災士の数	29人
	50人

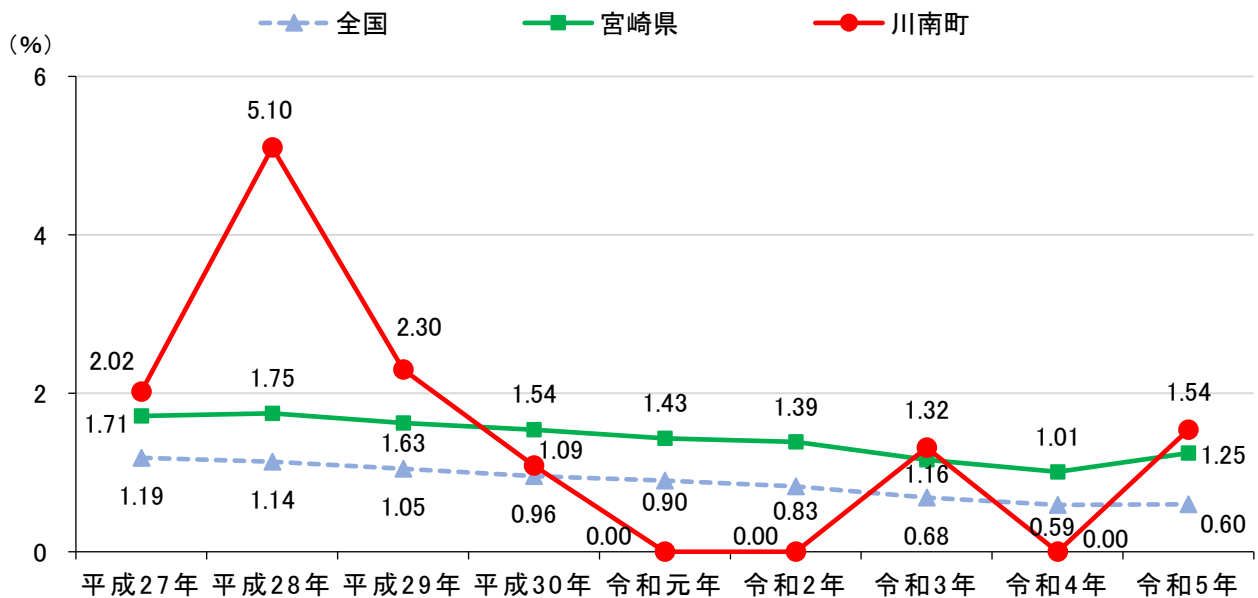


(1) 重点目標 1 男女の生涯にわたる健康づくり支援

【現状と課題】

平成27年以降の若年出産の割合についてみると、平成28年の5.10%が最も高く、その後令和3年から令和5年にかけて上昇と低下を繰り返しています。平成27年以降は、該当する人数が0~5人という状況にはありますが、若年出産によって母親が十分に学校に通うことができず、職業選択にも影響がでてしまうことで、様々な困難に陥ってしまう可能性も考えられます。その可能性を勘案し、当事者に寄り添った相談体制や、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する啓発や情報提供の継続が必要です。また、男女がともに健康な生活を送るためには、それぞれの身体的性差への十分な理解と、お互いを尊重し合う意識が重要であり、女性特有の健康問題含め総合的な健康支援が必要です。

【若年出産割合】



川南町	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
出生数	99	98	87	92	97	81	76	93	65
母が20歳未満	2	5	2	1	0	0	1	0	1
若年出産割合	2.02	5.10	2.30	1.09	0.00	0.00	1.32	0.00	1.54

資料：人口動態調査 人口動態統計より

【施策の方向（１） 生涯を通じた健康の保持・増進の推進】

No.	具体的取組	所管課
39	女性が生活形態に応じた健康管理ができるよう、情報提供、啓発活動を行い、健康教育を推進します。	町民健康課
40	体力や健康の維持・増進に向けた、スポーツ活動への参加を促進します。また、大会当日だけではなく、スポーツ活動が習慣化するように働きかけます。	
41	性感染症や薬物乱用防止について、学校、職場、家庭などで啓発活動を促進します。	

【施策の方向（２） 妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援】

No.	具体的取組	所管課
42	性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の意識の普及を図るための情報提供、啓発活動に努めます。また、町内各学校の養護教諭の指導のもと、生徒への啓発活動を実施します。	町民健康課 教育課
43	男女がともに正確な知識を持って安心して出産・育児ができるよう支援・啓発を行います。	

【施策の方向（３） 男女の健康づくり支援と受診率の向上】

No.	具体的取組	所管課
44	生活習慣病を予防するため、未受診者への受診勧奨を続け、受診率向上を目指します。	町民健康課
45	女性特有の疾病予防と早期発見のため、子宮がん、乳がんの検診受診率が向上するよう対策に取り組めます。	

●重点目標１の成果指標

成果指標	実績
	目標
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの情報提供	1回
	2回
特定健診受診率	38.2%
	50.0%
子宮がん検診受診率	13.0%
	15.0%
乳がん検診受診率	12.4%
	14.0%

(2) 重点目標2 男女の人権の尊重とあらゆる暴力の根絶 (川南町DV防止基本計画)

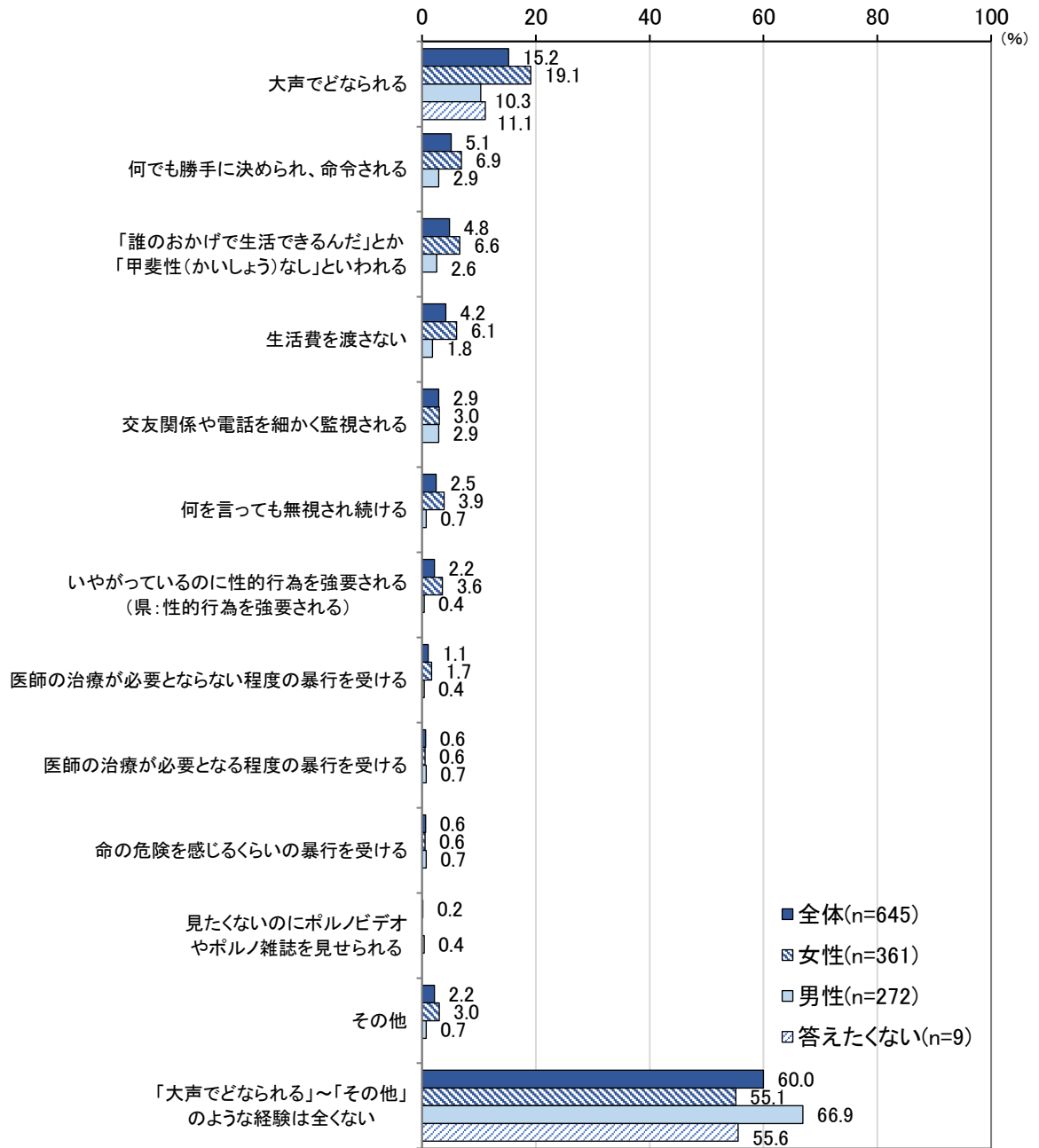
【現状と課題】

夫や妻又は恋人からの暴力について、受けた経験は全くない人が全体の6割を占めています。一方で、何らかの暴力を受けた経験があると回答した人は全体の2割強となっており、暴力の種類では「大声でどなられる」が最も高くなっています。DV についての相談状況については、「どこ(だれ)にも相談しなかった」が最も高くなっており、相談しなかった理由は「相談するほどのことでもないと思ったから」が最も高く、次いで「相談してもむだだと思ったから」となっています。

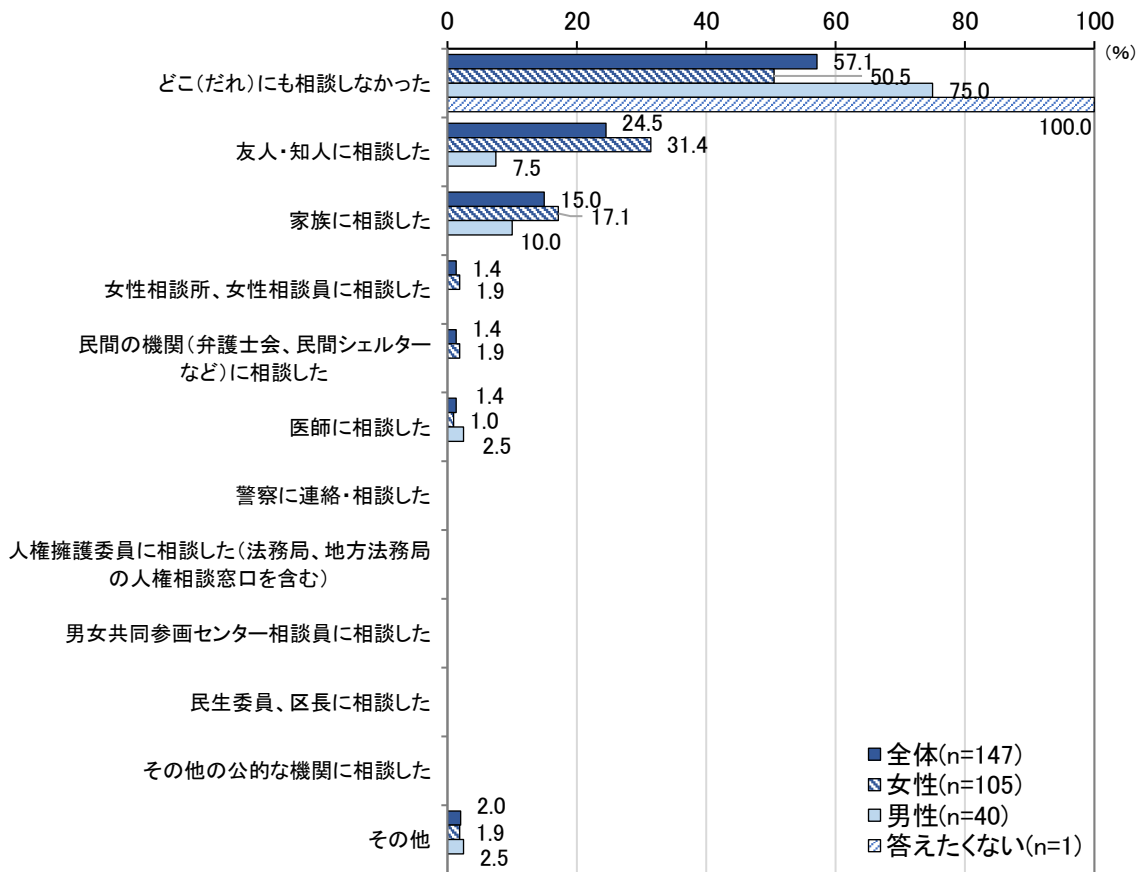
被害を受けていても諦めから誰にも相談せず一人で抱え込んでいる人や、自身が受けている被害をDVと認識していない人がいる可能性を視野に、被害者への相談窓口や相談方法の周知、DVに関する様々な情報提供、あらゆる暴力防止の啓発活動の強化が必要です。

また、特に女性をめぐる人権課題においては、性暴力やストーカー被害、売春など複雑化・多様化しており、様々な困難に直面している女性への支援が求められます。こうした中、令和6年4月施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)」は、民間団体との協働といった視点も含まれています。今後、より一層関係機関との連携を強め、相談や保護、居場所提供等の多様な支援を充実させていくことが重要です。

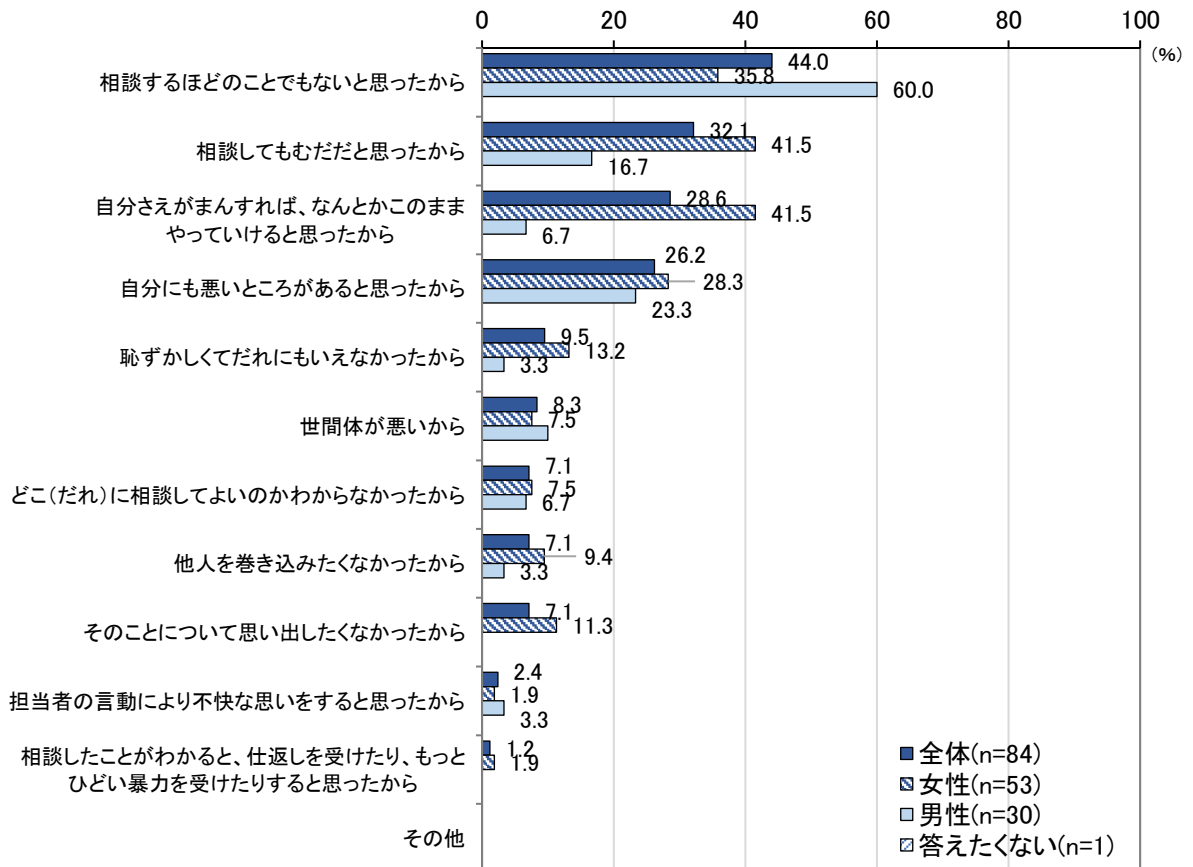
【DVを受けた経験】



【DVの相談先】



【相談しなかった理由】



【施策の方向（１） ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり】

No.	具体的取組	所管課
46	職場、学校、地域において、暴力のない安全で安心な地域社会づくりについて考える機会を増やすため、町広報誌や SNS を活用し、年1回以上は啓発活動を行うように努めます。	総務課

【施策の方向（２） 配偶者・恋人からの暴力防止及び被害者の保護・支援体制の充実】

No.	具体的取組	所管課
47	DV を未然に防止するため、町広報誌や SNS を活用し、年1回以上は啓発活動を行うように努めます。	総務課
48	関係各課等との庁内における連携・協力体制を整備し、被害の適切な把握及び迅速的に対応できる横断的な相談体制の強化を図ります。	

【施策の方向（３） 各種ハラスメントを防止し、誰もが過ごしやすい社会づくり】

No.	具体的取組	所管課
49	各種ハラスメント※を防止するため、町広報誌や SNS を活用し、年1回以上は啓発活動を行うように努めます。	総務課

※セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等

【施策の方向（４） 困難な問題を抱える女性の早期発見と早期支援】

No.	具体的取組	所管課
50	相談者が必要な支援を選択できるように、総務課が中心となり、宮崎県女性相談支援センター、NPO 法人ハートスペース M 等の関係機関と連携し支援を進めます。	総務課 町民健康課 福祉課

●重点目標２の成果指標

成果指標	実績
	目標
DV 研修、講座の開催	0回
	1回
DV に関する相談窓口があることを知っている人の割合	—
	60.0%
各種ハラスメント防止の広報	0回
	1回

(3) 重点目標3 貧困等生活上の困難を抱えた女性等への支援と多様性を尊重する環境の整備

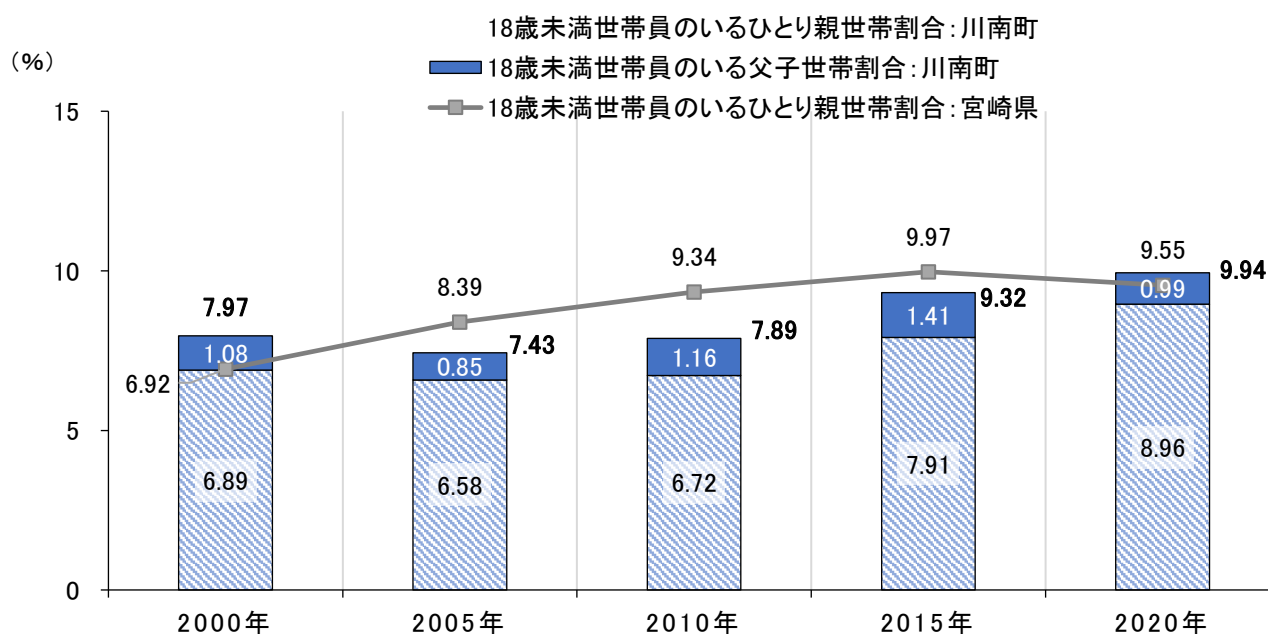
【現状と課題】

2000年以降の本町の18歳未満世帯員のいるひとり親世帯の割合についてみると、2005年以降上昇傾向で推移しており、2020年には9.44%となっています。中でも母子世帯の割合は2010年以降上昇傾向にあります。ひとり親世帯は一人で家事・育児・就労等を負担する可能性があることや、女性の非正規雇用割合が高いことも踏まえると貧困のリスクは特に大きいことが考えられます。

また、2005年以降の男女別高齢者単身世帯数についてみると、川南町、宮崎県ともに男性より女性の単身世帯の方が多くなっています。また、男女とも増加傾向で推移しており、川南町では2005年から2020年にかけて女性が約1.4倍、男性が約2.8倍となっており、高齢者単身世帯の社会的孤立リスク等が高まっています。

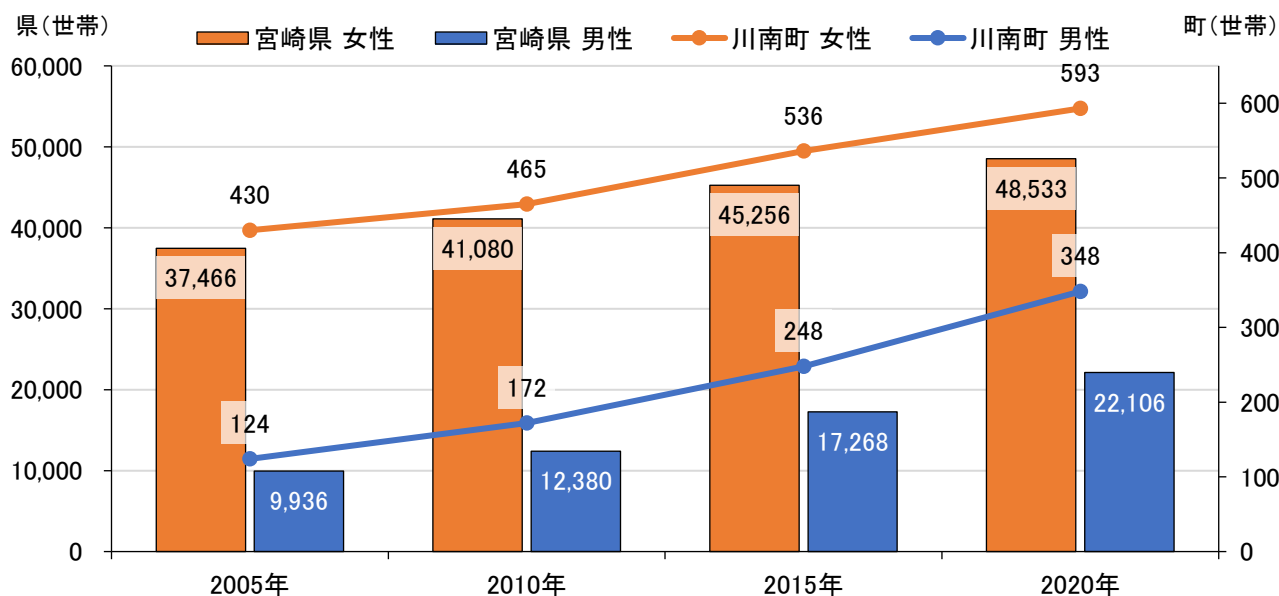
さらに、障がい者、外国人等、生活に様々な困難を抱える可能性が高い人々も存在します。こうした人々への生活支援は、誰もが自立した生活を営む基盤を整えることであり、性別や年齢等にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現のために取り組んでいく必要があります。

【18歳未満世帯員のいるひとり親世帯】



資料：国勢調査

【高齢者単身世帯数】



資料：国勢調査

【施策の方向（１） ひとり親家庭への支援】

No.	具体的取組	所管課
51	育児不安や経済的負担の軽減のため、ヘルパー派遣事業や児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付制度等の周知に努めます。	福祉課

【施策の方向（２） 高齢者が安心して暮らせる環境整備】

No.	具体的取組	所管課
52	高齢者生きがいづくり支援事業や高齢者地域交流支援事業等を通して、高齢者の生きがいと社会参加、介護予防を目的とした事業に取り組みます。 シルバー人材センターを通じた高齢者の就労を支援します。	福祉課

【施策の方向（３） 障がい者が安心して暮らせる環境整備】

No.	具体的取組	所管課
53	障がい者プランに基づき、個々のニーズに対応したサービスの提供に努めます。	福祉課

【施策の方向（４） 生活困窮者が安心して暮らせる環境整備】

No.	具体的取組	所管課
54	経済的困窮世帯に対し、こども食堂や学習支援といったこどもの居場所づくりの支援を行います。 経済的困窮世帯に対し、就学援助制度の周知を行い、学用品費等の必要な援助を行うことで、義務教育の円滑な実施に取り組めます。	福祉課 教育課

【施策の方向（５） 在住外国人が安心して暮らせる環境整備】

No.	具体的取組	所管課
55	外国人住民向けの窓口対応として、翻訳アプリを活用した対応に努めます。	まちづくり課

【施策の方向（６） 誰もが暮らしやすい環境整備】

No.	具体的取組	所管課
56	公文書（申請書等）におけるセクシュアル・マイノリティへの配慮として、行政の公文書（申請書等）における性別欄の見直し等を継続実施します。 公共施設等において、性別に関係なく使用できるトイレ等の表記変更・導入を検討するとともに、設計段階から当事者の意見を踏まえるなどの対応を行います。	総務課 財政課

●重点目標３の成果指標

成果指標	実績
	目標
困ったときに相談できる窓口があることを知っている人の割合	—
	60.0%
誰もが安心して暮らせる環境が整っているまちだと思える人の割合	—
	50.0%

第5章

計画の推進

1 庁内推進体制の充実・強化

本町における男女共同参画行政に関する施策を総合的かつ効率的に推進するとともに、関係各課との連携調整を図ります。

また、職員に対して、各課の行動計画の事業を通して、男女共同参画の理解と認識を深め研修を進めます。

2 町民・事業所・各種団体等との連携

基本理念にのっとり、職場、学校、地域及び家庭のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進が重要です。そのために、町民一人ひとりの意識改革や取組のための研修や啓発の機会を提供します。

また、事業所や各種団体等と一体となり、それぞれの自主的な取組やあらゆる機会における積極的な協力を求めています。

3 国・県・近隣市町村との連携

男女共同参画社会の実現に向けて本計画を計画的、総合的に推進するため、国、県及び近隣市町村との連携強化に努めます。また、宮崎県男女共同参画センターと連携し、男女共同参画施策を推進していきます。

成果指標

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり

重点目標Ⅰ 人権の尊重

指標項目	単位	R6年度 実績値	R12年度 目標値	データ
令和12年までに検討会議を必要に応じて開催	回	—	3	総務課

重点目標Ⅱ 男女共同参画の認識と理解の推進

指標項目	単位	R6年度 実績値	R12年度 目標値	データ
男女共同参画に関する研修会・講座等の開催	回	0	2	総務課
性別役割分担意識に「反対(どちらかといえば反対を含む。)」と考える人の割合	%	65.8	70.0	男女共同参画に関する住民アンケート

重点目標Ⅲ 男女共同参画の教育・学習の促進

指標項目	単位	R6年度 実績値	R12年度 目標値	データ
学校教育での男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	%	50.7	70.0	男女共同参画に関する住民アンケート
人権及び男女共同参画についての啓発活動	回	3	4	総務課

基本目標Ⅱ 誰もが個性と能力を発揮できる活力ある社会づくり (川南町女性活躍推進計画)

重点目標Ⅰ 社会のあらゆる分野への女性の参画拡大

指標項目	単位	R6年度 実績値	R12年度 目標値	データ
町の審議会等における女性の委員の割合	%	30.0	40.0	総務課
町職員の係長級以上に占める女性の割合	%	46.6	50.0	総務課調べ
町職員の管理職(課長職以上)の女性の人数	人	2	2	総務課

重点目標2 働く環境の整備

指標項目	単位	R6年度 実績値	R12年度 目標値	データ
「仕事と家庭の両立応援宣言」を行う事業所数	事業所	15	20	宮崎県商工観光労働部
企業への啓発及び情報提供	回	0	1	産業推進課

重点目標3 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の促進

指標項目	単位	R6年度 実績値	R12年度 目標値	データ
子育て支援センター利用者数	延べ 人数	8,057	8,000	福祉課調べ
川南町役場男性職員の配偶者出産休暇・子どもの看護休暇取得率	%	71.9	75.0	総務課調べ

重点目標4 地域活動における男女共同参画の推進

指標項目	単位	R6年度 実績値	R12年度 目標値	データ
男女共同参画に関する地域講習会	回	0	2	総務課
町内女性の消防団員の数	人	7	10	総務課
町内女性の防災士の数	人	29	50	宮崎県総務部 危機管理局 危機管理課

基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる環境づくり

重点目標1 男女の生涯にわたる健康づくり支援

指標項目	単位	R6年度 実績値	R12年度 目標値	データ
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの情報提供	回	1	2	町民健康課
特定健診受診率	%	38.2	50.0	町民健康課調べ
子宮がん検診受診率	%	13.0	15.0	町民健康課調べ
乳がん検診受診率	%	12.4	14.0	町民健康課調べ

重点目標2 男女の人権の尊重とあらゆる暴力の根絶
(川南町DV防止基本計画)

指標項目	単位	R6年度 実績値	R12年度 目標値	データ
DV研修、講座の開催	回	0	1	総務課
DVに関する相談窓口があることを知っている人の割合	%	—	60.0	総務課
各種ハラスメント防止の広報	回	0	1	総務課

重点目標3 貧困等生活上の困難を抱えた女性等への支援と多様性を尊重する環境の整備

指標項目	単位	R6年度 実績値	R12年度 目標値	データ
困ったときに相談できる窓口があることを知っている人の割合	%	—	60.0	男女共同参画に関する住民アンケート
誰もが安全に安心して暮らせる環境が整っているまちだと思える人の割合	%	—	50.0	男女共同参画に関する住民アンケート

資料

資料Ⅰ 川南町男女共同参画社会形成促進条例

川南町男女共同参画社会形成促進条例

平成 26 年川南町条例第 27 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 男女共同参画社会形成促進に関する基本的施策（第 9 条—第 20 条）

第 3 章 川南町男女共同参画審議会（第 21 条—第 26 条）

第 4 章 雑則（第 27 条）

附則

全ての人々が互いの性別にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を十分発揮できる社会を実現することは、私たち町民の共通の願いである。そして、その社会こそが、全ての個人が自らの意思によってあらゆる分野に参画する機会が確保され、その利益の享受と責任を分かち合うことができる、男女共同参画社会である。

川南町は、これまで、個人の尊厳及び人権の尊重のため、町民の協力を得て男女平等の推進その他の様々な取組を進めてきた。しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行などが根深く存在しており、真の男女平等の実現には、なお一層の努力を必要としている。

一方、少子高齢化の進展、家族形態の多様化、地域社会の希薄化、個人の価値観や生活様式の多様化等、社会経済情勢の急速な変化は、これまでの枠組みでは対応できない新たな課題を生みだしており、持続可能であり、かつ、多様性と調和のとれた活力あるまちづくりを推し進めるには、男女共同参画社会の形成は大変重要な課題である。

ここに、川南町は、男女共同参画社会の形成の促進についての基本理念を明らかにし、町、町民、事業者及び教育に携わる者が連携及び協力し、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に積極的に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の形成の促進に関し、基本理念を定め、町、町民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、町の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に促進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 性別にかかわらず一人一人が個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって一人一人が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 町民 町内に居住する者又は滞在する者（通勤、通学等で滞在する者をいう。）及び町内に活動拠点を置く町民団体等に所属する者をいう。
- (4) 事業者 町内において、あらゆる事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 社会のあらゆる分野において教育活動を行う者をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画社会の形成の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 性別にかかわらず個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく個人としての能力を発揮する機会が確保され、互いの人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 性別にかかわらず一人一人が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する一人一人が、相互の協力と社会の支援の下、子育てや介護その他の家庭生活及び学校、職場、地域その他の社会生活を両立できるようにすること。
- (5) 男女が、互いの性を尊重するとともに、その身体の特徴についての理解を深め、生涯にわたり共に心身の健康な生活を営むことができること。
- (6) 国際社会における取組を勘案し、その動向に配慮すること。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 町は、町行政のあらゆる分野において、施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に配慮しなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に取り組むよう努めなければならない。

2 町民は、町が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画社会の形成の促進に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、性別にかかわらず一人一人が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と、家庭生活における活動その他の活動を両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、町が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、男女共同参画社会についての理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 教育に携わる者は、町が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシャルハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。）
- (3) ドメスティックバイオレンス（配偶者その他親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与えられる暴力的行為をいう。）

第2章 男女共同参画社会形成促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第9条 町長は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する男女共同参画計画を定めるに当たっては、町民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第21条に規定する川南町男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（施策の策定に当たっての配慮）

第10条 町は、男女共同参画社会の形成の促進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成の促進に配慮しなければならない。

（町民及び事業者の理解を深めるための措置）

第11条 町は、男女共同参画社会に関する町民及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発及び教育を行うものとする。

（教育及び学習の推進）

第12条 町は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画社会に関する教育及び学習の推進のために適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地域における環境の整備）

第13条 町は、町内における生産、経営及びこれに関連する活動において、男女がその能力を十分に発揮し、適正な評価を受け、対等な構成員として参画する機会を確保するため、必要な環境の整備に努めるものとする。

（町民及び事業者の活動に対する支援）

第14条 町は、町民及び事業者が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（相談及び苦情の処理）

第15条 町長は、第8条各号に掲げる行為その他の男女共同参画社会の形成の促進を妨げる行為に係る事案について、町民からの相談又は苦情があった場合は、関係機関と連携して適切に処理するものとする。

2 町長は、町が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成の促進に影響を及ぼすと認められる施策について、町民又は事業者から苦情の申出があった場合は、これを適切に処理するよう努めるものとする。

3 町長は、前項の申出を処理するに当たって、必要と認めるときは、川南町男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

（調査及び研究）

第16条 町は、男女共同参画社会の形成を促進するために必要な調査及び研究を行うものとする。

（事業者への協力依頼）

第17条 町長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画社会の形成の促進に関する広報及び調査について、協力を求めることができる。

（促進体制の整備）

第18条 町は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（附属機関等における積極的改善措置）

第19条 町は、附属機関及びこれに類するものにおける委員を任命する場合にあっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。

（男女共同参画社会の形成の促進状況の公表）

第20条 町長は、毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の推進の状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 川南町男女共同参画審議会

(設置等)

第21条 町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議させるため、川南町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 男女共同参画計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 第15条第1項及び第2項の規定による苦情の申出の処理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるものを除くほか、男女共同参画社会の形成の促進に係る重要な事項に関すること。

2 前項の規定にかかわらず、審議会は、必要があると認めるときは、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び重要事項について、自ら調査審議し、町長に意見を述べるることができる。

(組織)

第22条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募による者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) その他町長が適当と認めた者

3 委員のうち男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第24条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第26条 審議会の庶務は、男女共同参画行政主管課において処理する。

第4章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 川南町男女共同参画審議会委員名簿

川南町男女共同参画審議会委員

(敬称略)

役職	氏名	所属団体等
会長	徳弘 美津子	川南町議員
副会長	椎木 祐司	子育て中の親
委員	富山 幸子	宮崎県男女共同参画センター
委員	三浦 哲至	川南町校長会
委員	浅利 高子	人権擁護委員
委員	日高 省吾	行政相談員
委員	梶本 英之	川南町社会福祉協議会
委員	本多 京子	川南町婦人連絡協議会
委員	河野 博子	川南町農業委員
委員	渡邊 加奈	公募委員

第2次川南町男女共同参画基本計画
(川南町女性活躍推進計画・川南町DV防止基本計画)

策 定 令和8年3月

発 行 川南町総務課

〒889-1301 宮崎県児湯郡川南町大字川南 13680 番地 1

TEL:0983-32-0871 FAX:0983-27-5879

